

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成25年9月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成25年9月12日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、3番尾野政子君。

[3番尾野政子君登壇]

○3番(尾野政子君) 皆様、おはようございます。公明党尾野政子でございます。

質問の前に、恐れ入りますが、お手元の一般質問通告要旨の1番「「ゾーン30」路面表示の推進について」とありますが、「路面表示」の4文字を削除していただきまして、「「ゾーン30」の推進について」と訂正をお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして4点質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、ゾーン30の推進についてであります。

通常、速度規制は個々の道路ごとに実施するのが一般的ですが、警察庁交通局によりますと、ゾーン30においては生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的に、一定のゾーンを定めて、その定めたゾーン内の道路は全て時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為などを防ぐための生活道路対策であります。

例えば、ゾーン30の路面標示以外にも中央線の抹消やゾーン入り口の明示、車道幅員の縮小などさまざまな対策内容があります。また、ゾーン30を整備する区域は、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の方々と協議、調整して決定する場合や、地域の方々からの要望を踏まえて整備の必要性を検討して決定する場合などが考えられるとのことであります。

当市においても、学校周辺の住宅街や高齢化が進んでいる地域の狹隘道路の住宅など精査は

必要ですが、ゾーン30を検討すべき地域があるかと思われます。そして、ゾーン30は新たな生活道路対策として、平成23年、警察庁が各都道府県の警察に通達を出し、同年9月から取り組みを開始し、平成28年度末までに全国で約3,000カ所を整備することを目標としています。県内では、日立、ひたちなか、土浦、石岡、阿見、つくば、守谷、鹿嶋、結城市に既にゾーン30が整備されております。この9月には、取手市でも整備予定とのことでありませぬ。

通学路の安全対策に関しては、昨年の4月23日、京都府亀岡市で小学生の列に車が突っ込み児童ら10人が死傷するなど、子供が巻き込まれる交通事故が相次いだことで国を挙げて安全対策の強化が図られました。当市においても、危険箇所の対策に懸命に取り組まれ整備が加速化しているところでありますが、市民のさらなる安全確保の手だてとしてゾーン30の推進を提案するものであります。

そこで、以下3点についてお伺いいたします。

1 番目として、ゾーン30推進に対する市の御見解。

2 点目、ゾーン30整備に対する補助金等について。

3 点目、ゾーン30のテーマから若干離れますが、関連で、国に報告しました通学路の危険箇所数と整備が終了した箇所数についてもよろしくお伺いいたします。

次に、小型家電リサイクルの取り組みの推進についてであります。

これについては、昨日同僚議員に答弁がございましたが、きょう初めて聞いていただく傍聴者の方もおられますので、重複する点があるかと思いますが、質問をさせていただきます。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済み小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が昨年8月に成立し、本年4月から施行されております。これまで埋め立て処分するしかなかった廃家電の有効活用が可能となり、日本が目指す循環型社会が前進する制度と認識するところであります。現在、日本全体で小型家電は1年間に65万トン廃棄されており、この中に含まれる有用な金属は約28万トンにも上ると言われております。多くの貴金属やレアメタルが含まれているため、都市鉱山と呼ばれていることは広く知られているところであります。

当市においては、これまでもレアメタルを多数含む携帯電話の回収、リサイクル強化のため携帯電話を捨ててはいけないものとして牛久市ホームページにアップし、また牛久市のごみの分け方、出し方にも「不要となった携帯電話は加盟店へ！」などのアピールをしていただいております。

私は、昨年の12月定例会において小型家電に対する取り組みについて質問をさせていただいておりますが、そのときの御答弁は「当市といたしましては、今後も小型家電リサイクルに

関する情報収集に努めるとともに、回収品目や分別回収の方法、リサイクル経費を検討し、当市の実情に合った小型家電の回収を目指してまいりたいと考えております」との御答弁をいただいております。その後、9カ月が経過いたしておりますので、現在までの進捗状況についてお伺いいたします。

以下6点、お伺いいたします。

1点目は、対象となる品目。最終的に国の品目数また牛久市の品目、そしてまた携帯電話の扱いについてお伺いいたします。

2点目は、回収方法についてであります。

3点目は、国が認定する業者に引き渡すということですが、その業者名、また引き渡した業者からその先の流れがどのようになっていくのかをお教え願いたいと思います。

4点目は、国県からの補助金、また支援についてはどのようになっているのか。

5点目は、実施している市町村の状況。

6点目、市民への周知については。

以上、細かい内容で恐縮でございますが、よろしくお伺いいたします。

3点目は、ジェネリック医薬品普及促進についてであります。

このテーマにつきましては、昨年の3月の定例会で質問をさせていただいております。具体的には、被保険者が使用している薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、どれだけ薬が安くなるかを知らせるための差額通知を郵送するサービスであります。ジェネリック医薬品は、新薬と同じ効能成分でありながら、価格は新薬の2割から7割安価になります。今後、ますます高齢化が進み、医療費は莫大になることが想定される中、医療費の削減に少しでもつながればとの思いで提案をさせていただいております。1年6カ月経過いたしておりますけれども、差額通知サービスの進捗状況と今後の見通し、現在の他市町村の導入状況、そしてまたジェネリックの現在の牛久市の利用状況についてもお伺いをいたします。

最後に、「子どもあんしんカード」についてであります。

この子どもあんしんカードは、幼稚園、小中学校などで児童生徒らが病気、けが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急対応のカードであります。これは、群馬県渋川市で行われているもので、市内27の小中学校と5つの幼稚園が対象になっております。

これがそのA4版のあんしんカードなんですけれども、A4版1枚のあんしんカードには市教育委員会と渋川広域消防本部の名称が記載され、保護者の勤務先のほか緊急の連絡先や子供がこれまでにかかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけ医療機関の連絡先などが記載されています。渋川市内では、病気やけが、アレルギー性疾患などで幼稚園と小中学

校に救急車が出動するケースが年間約20件あり、緊急時に救急隊員へ速やかに情報提供することで、医療関係者が早い段階で適切な処置ができるメリットがあります。全国でも医療情報を消防が管理したり、学校が管理したりするケースは存在するようですが、消防と教育委員会が情報共有するネットワークで命を守るシステムは今までなかったようでありま

す。牛久市においても、このあんしんカードの導入を提案いたしますが、市の御所見をお伺いいたします。

また、牛久市児童生徒の年間の救急搬送件数と搬送内容、さらに搬送時の対応についてもお伺いをいたしたいと思

います。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴、大変にありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 尾野議員の御質問のうちのジェネリック医薬品普及促進につきましてお答え申し上げます。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許終了後に先発医薬品と品質、有効性、安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であります。一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬の値段が格段に安くなっており、後発医薬品を普及させることは、まずは医療保険財政の改善、そして患者負担の軽減ということに資するものというふうに考えております。

国におきましても、平成19年に策定した「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に基づいて、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にすることを目標に、後発医薬品の普及を図ってきたところであります。国における平成24年度の数量シェアは25.8%であり、今後は品質、安定供給の確保、情報提供の充実などにより、さらに使用促進を図ることとしているところであります。

牛久市におきましては、これまでジェネリック医薬品希望カードやチラシの配布などジェネリック医薬品の周知、使用勧奨に努めてまいりました。本年4月現在の牛久市におけるジェネリック医薬品の利用率は、国民健康保険においては30.57%で県内第6位であります。後期高齢者医療では、30.46%で県内5位となっております。国が目標としていた30%はいずれも達成はしております。

今後につきましては、医療費適正化の観点から、ジェネリック医薬品の利用率をさらに高めることで医療保険の安定した運営を図っていく必要があると考えております。

ジェネリック医薬品の利用率を高める方策としましては、ジェネリック医薬品に関する情報提供やジェネリック医薬品利用差額通知の発行などがあります。国民健康保険におきましては、

国保総合システムが、今、これコンピューターシステムで新しくなりましたが、そのシステムから差額通知の発行が可能になっております。県内の市町村では、平成24年度までに17市町村が実施しております。差額通知の発行は、ジェネリック医薬品の利用率を高める有効な施策でありますので、本市におきましても地元医師会との調整を含め、実施に向けての準備を進めているところでございます。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） ゾーン30の推進に関する質問にお答えいたします。

まず、御質問のゾーン30につきましては、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、平成23年度から警察庁が推進している交通規制です。

具体的には、幹線道路に囲まれた一定の区域内にある生活道路に、最高速度30キロの規制を実施するほか路側帯の整備または拡幅、車道の中央線の抹消等を行い、通過交通や速度の抑制を図るものです。さらに、必要に応じて歩道の整備または拡幅、路側帯のカラー舗装、車線の狭窄、クランクの形成等も実施いたします。

警察に確認したところ、このゾーン30は平成28年度末までに全国で約3,000カ所、本県においては63カ所の整備を目標としているとのことでありました。なお、県内では現在10カ所のゾーン30が整備されているものの、牛久市での整備は行われておりません。

これらを踏まえまして、ゾーン30の地域指定が今後可能かどうかについてであります。このゾーン30は先ほども申し上げましたとおり規制実施場所に制限があるほか、通過交通や速度の抑制を図ることを目的とした交通規制となります。地域の皆様の生活に大きな影響を与えることから、今後の指定につきましては地域の皆様や警察、学校等の各関係機関及び団体などからの御意見等を参考にしながら、慎重に進めるべきであると考えております。

続きまして、ゾーン30の路面標示設置費用に対する補助金や交付金の有無についてですが、既に警察庁と国土交通省道路局との間で調整が図られており、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則」第1条1号から3号までに規定する道路として指定された道路において整備が実施される場合には、その費用を国庫の補助とすることができるとされており、補助率は50%です。

ただし、この国庫の補助とするためには、規則に定められた算出方法に基づく当該道路における自動車等の交通量や交通事故の死傷率という数値等が、一定の基準を満たしている必要があります。

最後に、亀岡市児童及び保護者死亡事故による通学路安全点検の進捗状況についてであります。この点検は、昨年度、御質問にあった事故を受け全国的に行われた取り組みで、市では

各小学校から報告のあった通学路の危険箇所18カ所について、牛久警察署や各小学校及びPTA、国道及び県道の道路管理者と一緒に緊急点検を行いました。この緊急点検の結果、それぞれの危険箇所に路面標示やガードパイプを設置するなどの安全対策を講じることとし、現在までに16カ所の整備を終えております。残る2カ所につきましては、ひたち野うしく小学校通学路の歩道整備と向台小学校通学路のガードパイプの設置となりますが、いずれも今月中をめどに工事が完了する予定となっております。

今後も、市といたしましては警察や地域住民、国道及び県道の道路管理者等の各関係機関・団体等と連携し、市民が安全で安心できる道路交通環境の確立に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは、御質問2番、小型家電リサイクルの推進についての御質問にお答えをいたします。

平成24年第4回定例審議会におきまして、尾野議員よりレアメタル等の回収及びリサイクルの取り組みについての御質問に対し、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行された後、本市の実情に合った小型家電の回収を目指してまいりたいと御答弁をいたしました。

その後、平成25年4月に施行された同法は、消費者、自治体及び再資源化事業者が連携し、使用済みとなった小型電子機器などに使われている金属など有用な資源のリサイクルを目的としていることから、本市におきましても同法の趣旨に基づき小型家電リサイクルを推進してまいりたいと考えております。

小型家電の対象品目でございますが、同法の指定品目として電話機、ファクシミリ、携帯電話端末、PHS端末、デジタルカメラ、パソコンなどを初めとする電気機械器具を28に分類し96品目を指定しておりますが、実施自治体は国の指定品目の中から選択するものとしております。本市では効率的な回収、運搬の観点から携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機など20品目程度を指定する予定であります。特に、携帯電話など個人情報を含む小型家電の回収に当たりましては、携帯電話破砕機を導入して個人情報の流出防止に努めてまいります。

小型家電の回収方法でございますが、市公共施設に設置する回収ボックスに持ち寄る「拠点回収方式」と、クリーンセンターにおいて搬入された廃棄物の中から小型家電を選別する「ピックアップ方式」により実施する計画です。

小型家電を再資源化する認定事業者につきましては、平成25年8月現在で茨城県内を事業エリアとして国の認定受けた事業者は、株式会社リーテムとスズトクホールディングス株式会

社の2社があります。当市が回収する小型家電は、有利な条件を示す認定事業者に売却をいたします。

認定事業者に取り取られた後の小型家電のリサイクルルートでございますが、認定事業者は引き取った小型家電を分解、破碎、選別などの中間処理を行い、電子基板などは金属精錬事業者を集められレアメタルを回収し、それをメーカーが原材料として再活用することで、効率的なリサイクルが行われることとなります。

小型家電リサイクルに係る補助金についてでございますが、現在の法律では補助金制度はございませんが、環境省では自治体にリサイクルに必要な物品を供与し、実施自治体の拡大を図るため小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業により公募が行われました。当市におきましても、小型家電の拠点回収に必要な回収ボックスなどの供与を受けてスタートしたいと考え、8月に応募をいたしました。

県内自治体の取り組み状況についてでございますが、11自治体が既に実施しております。近隣の取手市では、平成23年8月から拠点回収により実証モデル事業に着手し、平成24年度には携帯電話、ゲーム機器、ACアダプタなど11品目1,060キログラムを回収したとのことです。

最後に、小型家電リサイクルの周知につきましては、運用開始までに開始時期、回収場所、回収品目の詳細を広報紙、ホームページ、ポスター等により市民の皆様に周知してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 「子どもあんしんカード」についてお答えいたします。

初めに、学校、保育園、幼稚園全体での平成24年度の救急車搬送件数は22件であり、主な搬送要因として頭部強打、骨折、熱性けいれん、心臓疾患の発作、食物アレルギー等となっております。

市では、児童生徒の健康管理を目的に学校保健法の規定に基づき保健調査票を作成し、心身の健康状態や健康診断の結果管理を学校単位で行っており、入学から卒業まで児童生徒の最新の状態を毎年度保護者に確認の上、更新しております。

調査票の記載項目につきましては、氏名、生年月日、住所、緊急連絡先、疾病歴、アレルギーの有無、平熱、結核の有無、健康上の留意点が記載されており、幼稚園や保育園におきましても同様の調査票を作成しております。

こうした調査票は、緊急時に限らず病院搬送時において付き添う職員が必ず持参し、救急隊及び医師へ適正な情報提供をしております。さらに、心臓疾患やアレルギーの持病があり、緊急対応の必要性があらかじめ想定される子供につきましては、保護者または主治医により事前

に消防署に服薬の状況やかかりつけ医等の情報について登録申請していただいております、緊急時、迅速な対応ができるよう体制づくりを行っております。

この上な状況の中で、新たに「子どもあんしんカード」を作成することは、健康や家族状況に関する個人情報を含んだ書類が複数発生し、救急時の対応について統一的な運用が困難になることも想定されることから、引き続き保健調査票等に基づき子供たちの健康を適正に管理してまいります。

○議長（山越 守君） 次に、12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 皆さん、おはようございます。市民クラブの須藤京子です。

きょうは、傍聴、朝早くから御苦労さまでございます。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず初めは、平成24年度決算について。

1つ目、決算を総括して数点の質問をいたします。

平成24年度決算では、一般会計は歳入、歳出とも23年度を上回り、実質収支、単年度収支はいずれも黒字となっています。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査資料においても、いずれの比率も健全とする数値となっています。

しかし、経常収支比率は平成23年度が前年の22年度に比較し4.1ポイント改善されたものの、24年度は23年度比で3.0ポイント悪化し、93.4となっています。また、財政力指数は0.882で、平成20年度をピークとして財政力の強さを示す数値は減少の一途をたどっております。

そこで、24年度決算を取りまとめ、事務事業の執行状況、投資的事業の取り組み状況と財政運営についてどう評価しているか。特に、経常収支比率の上昇や財政力指数の低下をどう捉えているのか、今後の市政運営で考慮すべき点は何かという点について答弁をお願いいたします。

次に、一般会計における自主財源、依存財源について。

24年度は自主財源が63.9%、依存財源が36.1%となっています。地方交付税額は17億3,797万5,000円で、前年度に比べ1億8,746万2,000円、9.7%の減となっています。財政力指数は年々低下しているものの、地方交付税の交付額は国の地方財政計画に左右され不確定です。現在の市政運営ではさまざまな事業において国県の補助金を積極的に活用しており、地方交付税頼みの市政運営はしていないように見受けられます。しかしながら、年々減少する税収入と増加する一方の経常経費を鑑みれば、地方交付税の措置にも

対応していかなければなりません。

平成25年度の地方財政計画では、地方公務員給与の削減額に見合った額を特別枠に設定するというかさを地方に課しました。こうしたやり方を今後も通してくるのか、今後の地財計画の動向と地方交付税の状況をどのように予測しているのか、わかる範囲で答弁をお願いします。

次に、24年度の投資的事業は、前年度比で25.8%の伸びとなっています。主なものとしては、ひたち野うしく小学校の増築や中根小学校耐震化大規模改修などと市道23号線改良工事などの道路橋梁費などが挙げられます。この投資的事業を補助事業費、単独事業費の割合で見ると、補助事業費73.6%、単独事業費26.4%となっています。いかに各課が事業運営に当たり補助金を活用するよう努力しているかがうかがわれます。また、市債発行高も抑制的であり、公債費も減少に転じました。

しかし、経常経費が70%台の半ばを推移する時代には、投資的事業の取り組みは慎重にならざるを得ません。市長は、「国や県の財政が危機的な状況では今後がどうなるかわからないので、補助金が獲得できそうな事業は今のうちに前倒ししてでも獲得しまくる」というような発言をされております。こうした考え方に不安を禁じ得ないのですが、今後の市政運営において投資的事業の方向性と財源の確保、市債発行と管理をどう考えているのか、市の基本的考え方について答弁をお願いします。

次に、②番目の税収見込みから見る今後のまちづくりについて。

税収見込み減の時代の大規模投資的事業をどう考えるかについてであります。税務課から、平成25年度10カ年税収見込みが発表されました。それによると、24年度に打ち出された税収見込みよりさらに減収となることが予測されております。しかも、この推計の前提は、第3次総合計画の人口推計をもとに人口が増加していくことを基本とし、特に若年層については一定の人口が定着することを前提としていることから、実際はさらに厳しい税収見通しとなることも予測されます。また、経済が若干回復傾向にあると言われていますが、消費増税が実施されれば今後どのような影響が出てくるのかも懸念されています。こうした状況下では、経常収支比率の改善は難しく、財政の硬直化は依然解消される状況にないと思われま

す。現在の市政運営では、投資的事業の財源の確保は国県の補助金の活用と市債発行に頼らざるを得ません。財政の逼迫している市町村においては、当面、大型建設事業は凍結するとの方針を打ち出しているところもあるようです。牛久市では、地域交流センターの建設を予定しています。建設に当たっては積み立てを行うようではありますが、税収見込み減の時代の大規模投資的事業のあり方について御答弁をお願いいたします。

次に、2番目、障がい者の地域生活移行と共同生活援助（グループホーム）についてであります。

1つ目は、地域生活移行の課題と障害者福祉計画第3期という観点から質問いたします。

障がいを持つ人の地域生活移行支援の目的は、自立生活を支援することであり、その自立生活とは地域で必要なサポートを得ながら、自分らしく生活できることでもあります。まず、その人なりの役割を持った自己実現の自由や希望する生き方を尊重し、その支援に徹することが必要であり、できるかできないかではなく、どのようなサポートがあればできるかを本人とともに考えていくことが必要ということでもあります。そのため、地域生活をサポートしていくための社会資源の充実が不可欠であり、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神保健福祉の3つの領域の垣根を取り払って、地域生活移行支援の推進を図っていくことが必要だと言われております。

牛久市では、障害者福祉計画第3期に、国が示している考え方にのっとり、平成26年度末までに移行者数16人、施設入所者数の削減数を8人と見込んでいます。そのため、地域生活への移行が円滑に進むよう必要なグループホーム、ケアホームなどの整備促進や地域生活の実現に向けた相談支援に取り組むとしています。また、障がい者が地域で生活する上では就労の場の確保や地域とのかかわりが欠かせないことから、障がい者に対する理解が深まるよう啓発、広報活動に積極的に取り組むとしています。

そこで、市の3障がいの現状はどうかをまずお聞きいたします。具体的には、市内のグループホーム、ケアホームの施設数、施設の運営形態、利用者数、その中で牛久市の障がい者は何人いるか、また市外の施設を利用している人は何人か、以上の点について御答弁をお願いいたします。

次に、居住地特例を利用している障がい者の方々についての状況であります。

居住地特例とは、施設等の所在地が支給決定等の事務や費用の面で過大な負担とならないよう、例外として一定の施設などの入所入居者については、それまで住んでいた市町村を支給決定並びに給付の実施主体として取り扱うことでもあります。これは、介護保険と同様に旧自立支援法でも適用されていました。市内には、この居住地特例が適用されている障がい者が暮らしていますが、こうした方々と牛久市の関係はどのようになっているのでしょうか。

居住地特例は、財政負担の面からいえば一定の評価が得られるものと思います。しかし、現に暮らしている障がい者の方々や地域とのかかわりでいえば、縁もゆかりもない方々を受け入れる場合もあり、問題を生じかねない状況をつくり出しています。地域で暮らすと言っても住みなれない地域で暮らしていくわけです。もちろん、この点を事業者はサポートしていかなければなりません。しかし、その事業者に問題が起きたとき、市はどのように関わられるのでしょうか。許認可権が県にある以上、なかなか前面に出ていくことは難しいと思われます。これまで、牛久市はこのことに対しどのような対応を行ってきたのでしょうか。御答弁をお願いいた

します。

次に、②番として自立支援センター希望の峰及びグループホームの運営についてであります。

7月中旬、龍ヶ崎地内で10歳の女の子が顔を殴られ瀕死の重傷を負うという事件が起きました。この事件は、事件の残酷さはもとより、被害者も加害者も牛久市内の居住者であったことが、身近な問題として近隣住民に強い衝撃を与えました。また、この加害者が自立支援センター希望の峰に通い、同事業者が運営するグループホームに暮らす男性だったことから、施設の管理運営を不安視する声が一気に膨れ上がりました。

地元では、8月初旬に運営事業者、市の担当課、県の担当課を交えグループホーム運営に関する説明会が開かれました。その際、事業者に対し地元から数々の要望が出されました。そして、その回答が8月中旬に事業者、市の担当課の出席のもとに報告されました。地域住民の不安に答えるべく応急的な対応はしたと報告されましたが、地元住民からはその対応策についても厳しい意見が出ました。それは、地元住民と事業者との間に信頼関係が築けていないことに由来しています。

そもそもこの施設が設立される時、地域住民は何の説明も受けていませんでした。その当時の法律では説明会の開催は義務づけられてはいませんでしたが、施設開設後も地域に開かれた施設との印象は全くありませんでした。住宅が密集する地域で隣り合わせで暮らしていれば、ごみの出し方やたばこの煙害や騒音など日常生活に根差した問題も発生します。しかし、これらがなかなか改善されてきませんでした。こうした経緯があつて後の事件であります。住民の側に、障がいの特性についての理解が足りない部分も一部にはあると思われまます。しかしながら、それにも増して事業者の事業運営に対する真摯さが足りないと言わざるを得ません。また、自立支援センターを利用する45名の障がい者のうち、牛久市民は2名という状況は、地元にとっては受け入れがたいものと映りました。株式会社が他市町村の障がい者を受け入れ、地元の理解を得ようと努力もせず、市の関与もままならない状況で運営されている施設をなぜ住宅密集地の場所で受け入れなければならないのかというのであります。

私は、長年、障がい者にかかわるボランティア活動をしてきたこともあり、精神障がい者の方々やその家族の方々との交流もあります。また、そうした方々を支援する社会福祉法人やNPO法人とのかかわりもあります。こうした施設の必要性は十分承知しております。また、私の知る事業運営者は家族会を中心に設立されたもので、精神保健福祉士など専門的知識を有する人を配置し、地元とのかかわりを深め、協力をいただきながら運営しているとのことでありまます。しかしながら、この当該事業者の運営には障がい福祉に携わる資格が欠落しているのではないかと思わざるを得ないのであります。地元行政区でも、こうした施設の必要性は十分承知していますし、改善策が確実に履行されるようであれば様子を見るという方々もいます。し

かし、やはり多くの方が将来を心配しているのとあります。今後、事業者はどのような運営をしていくのか、地元との信頼を築く手だてをどう講じていくのか、今後を憂える地域住民が納得できる結論をどう導き出すのか、県や市は今後どのようなかかわりを持っていくのか、今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、牛久駅東口駅前広場の再整備についてであります。

8月1日の広報うしくとともに、「牛久駅東口駅前広場～今秋からリニューアル工事を始めます～」と題するうしくNEWSが配布されました。その配布されたうしくNEWSがこれです。表裏両面に説明があります。また、牛久市のホームページではこのニュースがカラーで掲載されており、またこの工事の詳細については牛久駅東口駅前広場のコンセプトと題するように、詳細がホームページに掲載をされております。今回は、このうしくNEWSやホームページから得た情報をもとに質問をしたいと思っております。

うしくNEWSには、片面にポイント1として「今より安全で使いやすい駅前に変身!」、ポイント2として「駅前を、人が集まる“広場”にリフォーム!」とタイトルがつけられ、イラストとともに市民の要望や疑問に答えるという方式でわかりやすく解説されておりました。これまで、この問題については、私は何回もこの議場で一般質問を行ってまいりましたが、いよいよ工事が始まるということで改めて質問をしたいと思っております。

まず1つ目は、今より安全で使いやすい駅前に変身するための工事について、工事の概要と財源であります。

今回の全面リニューアル工事は、「これまでの「車」優先から「人」優先の駅前広場に改修します」と説明しております。また、「これまで様々な不便・不満がありました」と4例の事例が挙げられ、これらに答える形で改修が行われるということでもあります。「イメージしているのはイタリアの広場です!」と表現されておりました。これまでこの改修計画を検討していた委員会を私は傍聴してまいりましたが、駅前広場の改修は牛久の顔をつくるのだとして牛久らしさを追求し、牛久の原風景である里山を再現したいというような方向性だったと思っております。それが、いつの間にかスローシティを目指す牛久市の中心としてイタリアの広場を目指すことになっておりました。また、それに合致するように、広場の舗装素材にはイタリアトスカーナ州のれんがも一部使用されるようであります。トスカーナ地方はワインの生産地として有名でもあり、シャトーカミヤのれんがとも通ずると思っておりますが、わざわざイタリアのれんがを輸入してまで使う必要があるのでしょうか。また、れんが舗装はバリアフリーの観点から経年変化とともにでこぼこして歩きづらいと、さいたま市の交通バリアフリー問題での検証結果がホームページに掲載されておりました。このトスカーナ地方のれんがは、今後のまちづくりの中でも使われるとの話も漏れ聞いておりましたが、導入の経緯はどのようなものだったのでしょうか。

このれんがの件も含め、工事の概要についてお聞きいたします。

また、工事期間中のバスやタクシー、送迎車の乗り入れ規制はどのように行われるのでしょうか。工事期間中、隣接地には営業している事業者やコンビニ等もあることから、事業補償等は発生することになるのでしょうか。こうした工事の影響についてと工事の入札はどのように行われるのかもあわせて伺います。

続いて、財源の問題であります。

改修工事は、全体で5億3,500万円が予定されています。そのうち市の負担は1億6,400万円となっていますが、この財源はどう手当てされるのでしょうか。なお、この市の負担額に関しては、国の大型補正による臨時交付金の活用で2億4,500万円から1億6,400万円になったとして、今こそ改修のチャンスなのだと説明しています。しかし、これはこの計画がおくれ、たまたま政権交代による大型補正が組まれた時期にぶつかっただけではないのでしょうか。それとも、国の大型補正がなかったら着手しなかったとでも言うのでしょうか。こうした欺瞞に満ちた表現は、市民を愚弄するものではないかと思われまます。

さて、次に「いこい」「にぎわい」のある広場づくりの取り組みと成果についてであります。

うしくNEWSの中で、「牛久駅周辺は“まちの中心部”であり、牛久駅前は“まちの玄関口・まちの顔”です」と牛久駅を位置づけています。そして、「イメージしているのはイタリアの広場です！広場を中心にまちが形成され、人が広場に集まってくる！牛久駅東口駅前、そんな“広場機能”を持った、「いこい」と「にぎわい」のある場に生まれ変わる予定です」と説明しています。これまでもにぎわいの創出を求め、牛久駅前かっぱつ化実行委員会による牛久駅前どどん祭りが行われてきましたが、その成果はどうだったのでしょうか。

また、リニューアルされる広場部分は憩いの広場として樹木や芝生が植えられ、緑陰が確保されると聞きます。今後はこうした景観を生かした活動も付加されていくものと考えますが、どのような活動が展開されていくのでしょうか。これまでの評価と今後の展開を伺います。

最後に、4番目の項目、犯罪のない安全な地域づくりについて。

犯罪の未然防止に効果的な青色防犯パトロールの拡充策に関し、質問をいたします。

犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、住民による自主防犯パトロールが活発に行われるようになってきました。これまで、緊急自動車等を除き一般の自動車に回転灯を装備することは法律で禁止されていましたが、平成16年12月1日より警察から認証を受けた団体については防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められることになりました。青色防犯パトロールは、住民の間に安心感を与え防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪を企てようとする者に対する抑止効果も高いと考えられています。従来の防犯パトロールに青色防犯パトロールを加えることにより、これまでのパトロール活動が強化されたと

言えます。

牛久市では、安全で安心なまちづくりを推進するため、白黒塗装のパトカー仕様車に固定式青色回転灯を装備した青色防犯パトロールカーを配備し、市が委嘱したシルバー人材センターによりパトロールが実施されています。また、一方で市内の自主防犯団が行う防犯パトロールに関しては、牛久市青色防犯パトロール活動団体の登録に関する要綱が定められています。要綱では、「青色防犯パトロール活動」とは、道路運送車両の保安基準第49条の3に規定する自主防犯活動用自動車を使用し、専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロール活動をいう。」と定めています。登録できる団体は、3条に「(1) 市内に居住し、又は勤務する者で構成されていること。(2) 構成員が10人以上であって、そのうち2人以上が警察の実施する青色防犯パトロール講習を終了していること。(3) 長期的かつ継続的に青色防犯パトロール活動を行うことが見込まれること。」となっています。そして、青色防犯パトロール活動を行うとする団体は、青色防犯パトロール活動団体登録申請書を市長に提出し、登録証の交付を受けた後、市の区域を管轄する警察署に申請することになります。また、費用に関しては、5条に「青色防犯パトロール活動に関する一切の費用は、当該団体が負担するものとする。」となっており、活動中の交通事故その他第三者に損害を及ぼした場合は、6条に「当該団体が自己の責任において対処するとともに、その損害を賠償しなければならない。」となっています。

ところで、東京都では平成20年6月に都内における青色防犯パトロール活動の犯罪の抑止効果を検証した結果を発表しています。それによると、青色防犯パトロール活動により効果が得られるとした犯罪の種類は、空き巣、忍び込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上狙い、ひったくり、事務所荒らし、資材置き場荒らしで、平成15年度の認知件数を100とした場合、平成18年度の認知件数比で検証した結果を示し、この活動が実施している区市のほうが活動していない区市よりも犯罪認知件数の減少率が高いと評価しています。こうした評価は牛久市でも同様で、より積極的な拡充策をとる必要があると考える次第であります。

しかし、それを行うには、現在の要綱では問題があります。ネックとなるのは、費用全てが団体の負担となることでもあります。市内で青色防犯パトロールを行っている行政区では、区民から車両の寄附を受けたことから青色防犯パトロールの登録団体となっていますが、その費用捻出はなかなか大変のようでもあります。ガソリン代に自動車保険、さらには警察に申請する道路使用許可に係る費用が重くのしかかっているのだそうでもあります。この道路使用許可に係る費用は、防犯意識の喚起、向上のために拡声器を使ってアナウンスを流す際に必要となる経費です。この夏休みは、地元子供会の協力を得て、子供たちの声で防犯を呼びかけるテープを作成しパトロール時に流したところ、区民に大好評だったと言われております。しかし、期間は

1週間で、1回の申請で必要な費用は2,300円。これでは団体の望む活動はできないと言われております。

そこで、犯罪のない安全な地域づくりのために、積極的に犯罪の未然防止に効果があると言われる青色防犯パトロールを各地域や団体が積極的に行えるようにするため、何らかの支援が必要と考えます。現在、市が行っている青色防犯パトロールの実施状況と自主的な組織の行っている状況、経費、今後の地域全体への拡大、支援策をどう考えているか、以上の点について御答弁をお願いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

12番須藤京子君の質問に対する答弁を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤京子議員の御質問にお答えします。

初めに、ちょっと先ほどの24年度決算の質問の中で、補助金をとりまくるとかという非常に元気な表現がございましたけれども、私ども、遊びやいいかげんなことで市政を運営しているんじゃないんです。小松崎議員の一般質問にも申し上げましたけれども、牛久市は過去の土木行政というのはめちゃくちゃで非常に問題だらけだった。それを今、一生懸命、雨水の問題も、傍聴人の方もいるから、議員の方だけに言っても通用しないのでちょっと申し上げておきますけれども、牛久市は龍ヶ崎の3分の2の雨が降っただけで、向こうは大雨洪水注意報出ないのに、牛久は出ちゃうんです。それほど牛久市は治水がいいかげんできちゃったまちなの。それを今、この4年前から徐々に、そして今現在、過大な投資というふうに指摘を受けるくらい一生懸命それを短時間のうちに、いわゆる整備し直さなくちゃならない、そういう深刻な問題を抱えていまして、それを建設部の人間、そして副市長も私もそうですけれども、それを市民の皆様には負担をかけないように、いかに雨水の被害だとか冠水の事故だとかを起こさないように、早くそれを解消するために一生懸命事前のさまざまな調査やら整備の事業計画を練り、そのための実施をするための補助を、少しでも市民の皆さんの負担が少なくできるように、国のほうに、また県のほうにと一生懸命政治的に働きかけをして、そしてその成果としてたま

たまその補助もあってその事業ができる。

ましてや、前の質問にも申し上げましたけれども、24年度の中で安倍政権において22億円の、前倒してですよ、25年度とか26年度に予定した事業を前倒して22億円分を24年度の年度末の補正という形で補助を得ることができた。それは、実質25年度の事業になるわけですけども、そういうふうに職員が懸命になって、今までのいいかげんだったインフラ整備を直すために一生懸命頑張っているんだということをしみじみと理解していただきたいんです。そういういいかげんな表現を使っていたりたくない。それだけ申し上げておきます。

では、24年度の決算についての御質問にお答えします。

事務事業、投資的事業の執行状況、財政運営に対する評価につきましては、平成24年度の一般会計決算において、市税等の一般財源が前年度と比べ約3億円減少したにもかかわらず、増加する扶助費を人件費と公債費の減少でカバーし、義務的経費の合計では約100万円の増加にとどめることができしております。さらに、投資的事業におきましても、国県からの補助金を最大限に活用し、前年度比で約6億円増の約38億7,000万円という事業展開を行いました。このような財政運営により、市民サービスの向上あるいは地域の課題であるインフラ整備等を着実に進めることができたと考えております。

また、経常収支比率につきましては、数値は3%上昇したものの、市民にとって緊急に必要な投資的事業が行えないほど財政の硬直化が進んでいるとは考えておりません。しかしながら、牛久市は単独で運営するクリーンセンターを初めとして生涯学習センター等さまざまな施設の充実に努めており、これらも数値上昇の大きな要因となっております。今後とも経常経費の縮減を図りながら、より一層効率的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、牛久市では、例年、作成を進めている牛久市方式のバランスシートが経常収支比率以上に自治体経営の実態をあらわすものとして捉えており、財政運営の重要な指標として作成を進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、財政力指数につきましては、国の地方財政計画に基づいた普通交付税の制度改正、その改正に伴う交付額の変動により数値は増減することとなります。今後とも国の動向により牛久市の財政が左右されることのないよう自主財源の確保に力を入れ、できる限り普通交付税に頼ることのない財政運営を目指してまいりたいと考えております。

ちなみに、須藤議員に申し上げますが、牛久市と姉妹都市になっております常陸太田市、人口が5万人台でございます。地方交付税は90億円を超えておるんですからね。90億円を超えているんです、5万8,000人の人口で。収入のほとんどを地方交付税に、そういうふうになっているんですね。牛久は8万4,000人近くて、一般会計の規模からしてもたったの12億円前後でございます。

次に、国の地財計画の動向と普通交付税の状況につきましては、国債や借入金、政府短期証券を合わせた国の借金の残高が6月末、1,000兆円を突破し、債務膨張に歯どめがかからない状況の中で、来年度の一般会計予算の各省庁からの概算要求額は過去最高の99兆円となるなど、厳しい予算編成が想定されております。また、交付税特別会計一つを見ましても、17兆円の交付税を交付するために50兆円の会計を組み、差し引き33兆円は借りては返す自転車操業の状態となっております。

ちなみに、傍聴の方もいらっしゃいますからわかりやすく申し上げますと、国から地方交付税で市町村、都道府県、お金が来ます。それは、年間約17兆円のお金を国が地方にかわって集めて、そして多いところには出さない、足りないところには出すということで、国がいわゆる憲法で定める文化的生活水準を維持するためのそういう調整をしているのが交付税会計です。それが、年間17兆円を集めて散らばしている。ところが、散らばす前に33兆円ももう借金して配っちゃっているんです。先食いしちゃっているんです、国の財源。ですから、地方は通常17兆円集めてもらって、17兆円返しているんです。地方に配っているんですけども。国は、借金してまで地方に先に33兆円配っちゃっているんです。ですから、地方は国からもう33兆円先にもらっちゃっている、使っちゃっているんです。それをどうやって返すか。その返すということは、逆に今までの地方交付税は減らしようがない。減らされなければ、今までの借金33兆円返せません、国は。そういうようなことの構造があるということを御理解いただきたいと思っております。

そのような地方交付税特別会計一つを見ましても、17兆円の交付税を交付するために50兆円の会計を組み、差し引き33兆円は借りては返す自転車操業の状態となっております。そのような状況からも、今後の地方交付税あるいは国庫補助金の減少は確実と見込まれ、それらを視野に入れた財政運営が不可欠と認識しております。

次に、投資的事業における財源の確保と市債発行、管理につきましては、平成24年度決算における投資的事業費は約38億7,000万円で、その中に充当されている国県からの補助、いわゆる特定財源は約32億8,000万円、割合は約85%となっており、平成23年度決算の78%から増加しております。さらに、特定財源の中でも借金である建設事業債の借入金は約8億8,000万円に抑えており、前年度と比べ1億570万円借入額を減らしております。このように、牛久市が行っている事業運営は借金の乱発による過剰投資ではなく、住民生活に必要な投資的事業を国県の補助金を活用して最大限に行っているところであります。そして、借金も減らしているということでもあります。今後につきましても、牛久市の財政負担を極力減らした事業展開を進めてまいりたいと考えております。

次に、税収見込み減の時代の大規模投資的事業のあり方につきましては、過般の市議会議員

全員協議会の際にも申し上げましたように、10年後の平成35年度には市税が約104億2,000万円に減少すると見込んでおり、平成24年度決算比では約12億円の減収となります。今後、これら税収の落ち込みと地方交付税、補助金の削減が現実味を増す中で、将来世代に過大な負担を残さない財政運営を基本に、市債残高の着実な減少を図っていかなければならないと考えております。その上で、増加する扶助費の財源をいかに生み出し、魅力あるまちづくりとしての投資的に事業にどれだけ資金を回せるかが大変重要になってまいります。このため、今後大規模投資事業の実施は非常に厳しい状況になるものと考えており、今定例会に上程の地域交流センター建設のために行った基金への積み立ては、これら今後の財政状況を踏まえた対応として御理解をいただきたいと存じます。

次に、牛久駅東口駅前広場の再整備についての数点の御質問にお答えいたします。

先に、この東口の整備について須藤議員と私、執行部との考え方が根本的に違っておりますので、これ何回申し上げても御理解いただけませんが、まず枕言葉として少しお話しさせていただきますと思っています。

私も牛久市は、この、今、現在皆さんがいらっしゃるのも常磐線があつてのことであると。ましてや、この常磐線の牛久駅の周辺において初めて宅地がふえ、そしてこの牛久が発展し、そのもととはただ一つ、常磐線があるからであります。そして、牛久駅があるからであります。この牛久駅をこれからも、若い人たちにとってもちゃんとした移り住んでこられる、そのようなまちに、新しいこれからの常磐線の牛久駅に変えなくちゃなりません。そして、牛久が、つくば、柏という大きな商圏がある中で生活圏として牛久市がその中で独自の、いわゆる稲敷やら龍ヶ崎市、そして土浦市の一部、そして阿見町、美浦、そして取手、つくばみらい市、そういうものを踏まえた生活圏の中の中核都市としての位置づけを牛久市が持たなければ、今後の若い人たちの人口増はなくなる、そういう基本的なまちづくりの認識でございます。そのための牛久駅の再整備でございます。そういう位置づけでやっているということを須藤議員には何回も申し上げておりますけれども、根本的に考え方が違って、駅前の整備は無駄だというような主張をされておりますので、その点を踏まえた上で答弁させていただきます。

牛久駅東口駅前広場の再整備についての数点の質問にお答えいたします。

まず、今より安全で使いやすい駅前に変身するための工事の概要と財源についてでございますが、以前にもお答えしたとおり、今回の改修工事では歩行者が車道を横切ることなく駅へアクセスできるレイアウトに改善し、駅利用者の安全に十分配慮した歩行動線を確保すると同時に、高齢者、障がい者などいわゆる交通弱者やバス、タクシーなどの公共交通専用の乗降場所を駅に最も近い位置に配置すること、また段差の解消を設計に盛り込むことで牛久駅東口のバリアフリー化を進め、将来的にも誰もが使いやすく開かれた駅前づくりを目指しております。

本事業の全体スケジュールにつきましては、駅前広場の改修を平成25年度、平成26年度の2カ年で実施し、平成27年度以降にはなみずき通りまでの街路部分及びJR沿いのステーションパーク部分の工事に着手する計画となっています。

工事の進め方につきましては、駅前広場内を6工区に分割し1工区ずつ既存施設の撤去工事と新設工事を順次展開していく計画であり、基本的には日中作業としておりますが、状況に応じてはバスやタクシー、また一般車両の利用がほとんどなくなる夜間作業も併用することとしております。

工事施工に際しましては、施工業者と綿密な施工調整を定期的に行い、細心の注意を払い工事の安全管理及び進捗管理等を行います。

工事期間中の駅前広場への一般車両等の進入に関しましては、特段の交通規制は実施しない予定ですが、施工中の工事区域内を通過することによる混雑等が予測されます。そのため、一般車両での駅への送迎やタクシーの客待ちには、イズミヤ東口駐車場の一部を借用して皆様に御利用いただくことで混雑緩和対策を実施いたします。

これら工事施工に関する進捗情報を初めとした各種情報につきましては、現地への掲示や広報等さまざまな手段を用いて市民の皆様への周知を徹底してまいり所存でございます。

なお、工事区域に隣接する各店舗の営業に影響が出ないよう細心の注意を払い、各方面との調整を行いながらの工事施工を実施してまいります。

次に、イタリア産れんがの使用についてですが、今回使用を予定しているれんがはイタリアトスカーナ地方の中心都市フィレンツェ市にある世界遺産ドゥオーモ大聖堂にも使われ、今もその維持管理用としてのれんがを供給している歴史あるメーカーの製品で、価格も国産れんがと大差なく輸入することができます。

「スローシティうしく」の実現を掲げる本市としては、駅前広場にこのイタリア産れんがを使用するとともに、スローフード及びスローシティ運動の立ち上げに深いかかわり合いを持つグレーベ・イン・キャンティ市とのつながりと、同市が誇る世界的にも有名なキャンティワインも取り入れることによって、市民や本市を訪れる来訪者に対して「ワインとスローシティのまち 牛久」という強い印象が可能となり、地域の特徴を生かした魅力的なまちづくりというまちのリフォームを進めるに当たり、これらの活用は大きなアピールポイントになると考えております。

これは、シャトーカミヤとの、また生涯学習センターとの連携の中での位置づけでございます。

次に、工事の入札時期ですが、現在最終的な工事積算、牛久駅東口に乗り入れをしているバス、タクシーなど諸団体との調整を進めているところであり、発注時期は10月初旬を予定し

ております。

続きまして、財源についてですが、国の臨時経済対策交付金が利用できるのは、これまでシャトーカミヤを生かしたまちづくり計画を進めてきたという経緯からであり、これまでの取り組みの成果とも言えるものであります。また、その時々での補助制度を最大限に利用することは地方自治における公共事業において当然のことであり、補助制度を最大限に利用して市費の削減につなげることを広報することは、多くの市民の御理解を得ることになります。

なお、市負担額である1億6,400万円の財源につきましては、市債の発行が有力であります。市債の充当につきましては、当該事業だけでなく、牛久市全体での各年度の事業量の状況及び公債費の全体の状況を勘案しながら、適宜決定してまいります。

簡単に申し上げますと、要は公債費というのは借金と元金の利息の返済であります。牛久市は、今現在、返済元金よりも何億円か減らしながら、課題のいろんな事業をしながら、その新規の市債の発行は返済額を上回るようにはしておりません。そのために、公債費は毎年1億円前後近く減ってきております。

続きまして、「いこい」「にぎわい」のある広場づくりの取り組みと成果についてお答えします。

平成21年度、社会実験として始めたどんどん祭りでは、各回テーマや趣旨を決めて平成24年度までに合計16回を開催し、検証を行ってまいりました。成果といたしましては、交通結節点という地理的条件と相まって、子供からお年寄りまで全ての市民がアクセスしやすい場所として、中心市街地の核となる駅前空間を市民の企画制作でにぎわいづくりを実践でき、市民が参加、体験できる出店等、参加者側と来場者側が顔を合わせ、対話ができる日常的なコミュニケーションの場が創造できたことと、また公園、ステージ、交流センターをセットで考えた活用方法を具体的に設計に反映することができた点を成果と考えており、評価しております。

最後に、リニューアル後の景観を生かした活動の展開ですが、これまでのステーションパークのほかにも東口駅前広場南側にはステージを配置し、芝生とれんがによるモニュメント的な「にぎわい」と「いこい」のゾーンを取り入れることにより、これを生かしてより多くの市民の方々や各種団体等に御活用いただき、地域の新たなにぎわいの場として、市内外はもとより県内外へ「ワインとスローシティのまち 牛久」のPR、地域情報発信の場として展開することを考えております。

くれぐれも申し上げますが、牛久の玄関、顔であります東口の玄関の整備について、今まで何ら変更はしておりません。牛久の魅力は里山であります。その里山がちゃんと生かされたまちづくりというのは、中井教授を初めさまざまな先生方と協議をし、そして3年間、関係者、

市民の方も含めさまざまな協議をして、その中に須藤議員も何回もオブザーバーとかそういうことで来ていらっちゃって、その経緯もわかっているはずでございます。ですから、急にイタリアになっちゃったとかなんとなんていうことは一切ありません。そういうことを、いいかげんなことを言わないでいただきたいと思います。

以上で私の答弁は終わりにします。残りは、担当に答弁させます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長兼社会福祉課長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 障がい者の地域移行と共同生活援助についてお答えします。

牛久市では、障害福祉計画第3期において平成26年度末までに地域への移行者を16人、施設入所者数の削減数を8人と見込み、市内の障がい者の現状とあわせてサービスの整備などを行っているところです。

地域生活の実現のためには、グループホームやケアホームの整備促進が必要であり、現在牛久市内には4つの事業者が運営するグループホーム、ケアホームが13カ所あり、60名の利用者が生活しています。グループホーム、ケアホームは、居住地特例が適用されるため、市内の利用者のうち16名については牛久市でサービスの決定を行っていますが、それ以外の方は利用前に居住していた市町村が引き続きサービス決定を行っております。牛久市においても21名の方が市外のグループホーム、ケアホームを利用しており、福祉サービスの提供に関して引き続き支援を行っております。居住地特例の場合、グループホーム、ケアホームの利用に関する支援は、サービスの決定市町村が引き続き支援する形になるため、居住地の市町村では利用者の把握が困難な現状です。

当市では、事業者に対して利用者への個別支援についてはサービス決定市町村と相談の上、対応することを指導しつつ、必要に応じて当市でも対応する形をとってまいりましたが、牛久市に居住する方の把握については今後検討すべき課題と考えております。事業の運営に当たっては、地域住民の理解や協力が必須であり、事業所はそのための取り組みを行う務めがあると考えております。

市としましては、県や地域と連携をとりつつ、事業所に対して必要に応じて助言や指導を継続してまいります。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 犯罪のない安全な地域づくりに関する質問にお答えいたします。

まず、市で行っているパトロールの状況ですが、現在、青色防犯パトロールカーによる地域安全パトロールと下校時パトロールを実施しております。地域安全パトロールは車両1台で午後2時から午後9時30分まで、下校時パトロールは車両3台で午後2時から午後6時まで、

正月三が日を省く毎日、1台の車両に2名のパトロール員が乗車し、市内巡回パトロールを行っています。

これらのパトロールでは、学校、保育園、駅、公園等の立ち寄り及びその周辺の警戒活動や道路カーブミラー、防犯灯、消防設備等の点検による破損、老朽箇所の発見活動を行っております。

次に、パトロールの経費ですが、下校時パトロールは全額国の雇用創出事業の交付金で賄われ、高齢者雇用の一助とするため牛久市シルバー人材センターに業務を委託し、平成25年度の委託料は1,107万円となっております。地域安全パトロールは市の単独経費で、同じく牛久市シルバー人材センターに474万円で委託しております。

これらに加えまして、行政区等の単位で結成されている自警団の方々が、牛久警察署内に事務所のある牛久地区防犯協会所有のパトロールカーを交代で使用し、みずからの行政区内を自主的にパトロールしています。牛久警察署に確認したところ、平成25年1月から8月までで10の自警団が延べ255回のパトロールを実施しております。

これらの活動により、牛久市内の刑法犯の認知件数は県警本部発表で平成14年の1,732件をピークに減少を続け、若干増加した年もありますが、昨年、平成24年度は1,183件となり、全体としては減少傾向を見せております。

現時点では、牛久地区防犯協会所有のパトロールカーが1台であり、貸し出し希望が重なることもあることから車両の増車が課題となっており、これに関しましては市のパトロールカーの貸し出しなども検討しております。

また、御質問にあるように、これらの貸し出しによらず自分たちの自警団所有のパトロールカーでパトロールを行っている団体もあり、これらの団体はパトロールに必要な道路使用許可を最大15日間単位で警察に申請しております。この申請には、1回当たり2,300円がかかります。この費用に関しましても、負担の軽減について何ができるかについて検討をしております。

これからも市民の皆様の不安の解消に向けて、市、警察、住民ボランティアが力を合わせていけるよう努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、24年度決算についてであります。

現在、牛久市が抱えている諸問題について、市長が積極的に市長のもとに指導され事業を運営されているということはわかっております。そういう方向性の中でも、私が申し上げてい

る投資的事業というのは、まさに地域交流センターというような建設事業であります。これについても、国の補助金を使って、なおかつ基金積み立てをしてから建設の方向性ということをおっしゃっておりますけれども、そもそもこの地域交流センターというのは武道館建設から始まっているわけで、武道館建設、そしてそれに付随して中心市街地の活性化とかそういうもろもろがかぶせられて、こういう事業に大きくなっているというふうに思っています。こうした手法は、過去においても小坂城跡が防犯広場という名目で整備されたというようなことが念頭をよぎるわけでありましてけれども、こういう手法をとっていいのかというようなことから毎回質問をさせていただいているわけで、こうした大規模な事業に対しては、もう凍結をしているという、これは財政状況等がわかりませんので一概には言えませんが、米子市、熱海市、広島市、福井県というようなところは、こういうものは凍結するんだというような宣言をしているところがあるわけでありまして。

牛久市では、こうした、先ほど市長がおっしゃられたような、生活に密着した道路であるとか下水道であるとか、また雨水対策などとは別に考えていく必要があるのかと思っております。こういった事業の凍結ということに関してはいかがなものかというふうに思いますので、その点の確認をさせていただきます。

それから、それに付随して市長が御答弁されたので、東口のほうの問題についてを再質問させていただきます。

市長がたびたびおっしゃっておられますが、市長と私ではまちづくりの考え方が違うんだというふうにおっしゃっておられますが、私も本当に違うんだなと毎回思っております。公共事業は、ハッ場ダムに象徴されるように一旦決めるともう後戻りできない、それが本来的な意味で、どういう時代に合っているのかということの検証もないまま突き進むという傾向があります。

この東口の整備をするときに、最初に、先ほど市長がおっしゃっておられましたけれども、私たびたび傍聴しております。最初のときにも傍聴しておりますが、中央地区都市デザイン会議の委員長であった中井東京大学、その当時は准教授でしたけれども、その准教授が挨拶されたときに、ここの牛久市に初めており立ったんだと。それで、この地方都市で駅前の改修というのは必要なかなというようなことをおっしゃった記憶がございます。当初、参加した市民の方々もほとんど同様の感想を口にして、「牛久市で東口の整備、必要なんでしょうか」という声がほとんどでした。ところが、この中井先生の「そういうことを言っても、この会議は東口の整備をするのが目的で集められたんだから、その方向性で検討しませんか」というような形で話が進んでいったと思っております。そうしたことから考えると、公共事業というのは最初の段階で「ここに、こういうものをやりましょう」と言ったらばできてしまうというふ

うに私は認識して、それが「本当にそれでよいのですか」というような意味で、何回もしつこく同じような質問をしているわけであります。今回、この工事で改修して人がふえると確実に確約できるのか、その点をもう一度確認したいと思います。

それから、今現在、私もあそこで朝5時から、議会の終了後に私の議会報告を配るために朝5時からあそこに立っているわけですが、交通量の減少は10年前とは本当に違っているのを実感しております。こうした中で、安全をどうする、これは一度もその間私は事故が起きたというのを目にしておりません。皆さんが、危険だからこそ慎重に運転をされていると思います。ですから、そういうふうなことを、現状を踏まえると、にぎわいの創出その他、本当にできるという確信があつてのことなのか、その点を再度確認したいと思います。

それで、にぎわいにならなかった場合、誰がどう責任をとるのか。大変重要な問題だというふうに思っております。

時間がなくなるので、グループホームのことについてであります。

この問題について、私はこの事件が起きてから各方面に、いろんなところに行って情報を集め、それから皆さんの取り組み状況なども見聞きしてきました。この事業所に対しては、調べれば調べるほど運営している株式会社、不適切な事業運営が明らかになってきているというふうに思っております。こういう事業者が果たしてこのまま続けてよいのかと、本当に憤りさえ感じている次第であります。地域住民は一定の理解を示してはおりますが、移転を希望している声も依然根強くあります。住民がこうした移行を求めたとき、市はどのような形で対応しているのか、その点についてを確認させてください。

それから、4番目の青色パトロールであります。

これも私の住む地域が青パトを持っておりまして、活動を皆さん一生懸命されております。その中で一番ネックになっているのが、やはり費用負担です。自前の車を持っていながら、それを動かすと財政的に行政区の費用に大きく負担がかかるので、わざわざ警察に行って警察のほうの所有の青パトを借りてきてやっているんだと。自前のがありながら、なぜこういう行為をしなきゃいけないのか。もう少し、こうしたことが実績あるものだとして認識したならば、こうした地域住民の意向というのを真摯に受けとめる必要があるかと思いますが、この点について再度御見解を伺いたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 静粛をお願いします。

市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員の再質問といいますが、新たな私の考え方をお聞きしておりますので、また、もう何回も繰り返しておりますけれども、再度また、傍聴者の方もいらっし

やるのでお答えしたいと思います。

まず、牛久市の財政そのものについては、いわゆる単式簿記ですね、現金主義の単式簿記でやっていて、要は江戸時代の大福帳で国も、東京都を除いた府県、それから市町村、こういうものがやっております。そういう中で、本当の企業会計原則、いわゆる発生主義でやっている、それをし直しているのが総務省方式より企業会計原則のものに、より近づけたのが牛久市方式だと思っておりますが、その貸借対照表と1年間の損益計算書、それをはっきり出して、この10年間、いわゆる収支を黒字化し、そして債務超過を純資産に直してきております。これは、もうはっきり数字が出ております。そういう中にあるの基本的な財政運営の基本は、借金を一時的、ひたち野うしく小学校で40億円からの投資をしたとき以外は、着実に減らしてきております。

学校というのは、補助率が非常に低いんです。土地はゼロ、建物だけは30%というのがいわゆる学校の補助の率で、道路だとかそういうものは大体5割近く出るのが国土交通省の補助です。ですから、学校をつくるのが一番負担が大きい。その中でも、ひたち野うしく小というのは市街化区域の土地で非常に問題があったわけですけども、財政的にですね。それを何とかクリアして、いわゆる30億円からの借金をふやさないで、10億円ちよっとの借金増でもって何とか抑えて、そして今それをぐっと減らしてきて、私が市長就任時までの借金の額までに今落として、またそれを減らし出しているわけですね。315億円ありましたから、私が市長就任時。

私、市長就任時の平成15年の9月ですと基金残高は15億円ですからね。破綻状況ですから、債務超過で。それを直してきています。ですから、原則は全部そういう健全財政を運営していく、単年度収支も黒字化は変えない。そういう中で、そして借金も着実に減らす。そのことによって公債費が浮きます。そういうものを使って、新たな政策投資、いろんなワクチンの補助だ何だといろんなことをやってきているわけです。その中で、今度は保育園だ。それから、保育園だけでもって、これを社協経営に変えるだけで年間3億円、黙っていても浮いちゃうの。それを反対している人がいる。それを浮かして、社協がまだ五、六千万円の赤字です。1億2,000万円から五、六千万円の赤字ですから、それを黒字にすればダブルでもって4億円近い金が捻出されてくるんです。

そういうことをしながら、牛久市の場合には、要は經常収支比率が幾らも変わらない。変わらないのは当たり前。収入が落ちているんですから。落ちている中で、人件費だとか余分な、業者に高い価格で発注したり物を高く買ったりしたものを減らして、浮いた金でいろんな新しい事業をやっているんです。ですから、支出している分には同じですから、經常的な支出は。借金だとか人件費だとか、それから高い経費でやって公債費がばんと膨れ上がっちゃったもの

を、借金の返済膨れ上がっちゃったものを減らしながら、減らした部分を新たな政策に回しているんです。そういう意味では、経常収支というものはどうなっているんだと言ったって、そんなの変わりっこないですよ。表の数字だけは同じですよ。ただ、中身が大きく変わっている。

皆さんにも渡したように、当初、子供、子育て、教育、健康、これに全支出の26%しか出していなかったものを、今は60%も支出するようになっていっているんですよ。それほど無理、無駄、むらがいっぱいあったの。それを全部浮かして新しい事業に振りかえることで、牛久市の行政サービスが茨城県一になっているんです。そういう実態を、議員さんでも何回も財政問題やっているんですから、よく分析してください。

それと、そういう枠内でしか地域交流センターもやりません。それから、牛久のまちづくりは、つくばみたく研究学園都市があり、そして大型のショッピングモールがあり、ああいう商業施設で人を寄せ、そしてそこでもって商売的に税收を上げる、そういうことは牛久にはできません。牛久は、住みやすさを徹底して追求していく。そういう中で人口をふやして、そしてあと足りないところを企業誘致で圏央道の開通に合わせて工業団地、そちらの企業誘致をしていく。着実に先行投資、いわゆる企業の投資というのは100億円近いものを毎年やっています。ですから、着実に牛久市の3年、5年後での法人税の収支というのは、改善しているのが見えているわけです。

これ、今年度末までにもっと大規模な案件が決まる予定です。決まれば発表したいと思っていますが、そういうふうには個人の人口を、着実に若い人たちをふやさなければなりません。その収入でもって牛久というのは成り立っているんです。牛久の魅力は、何で引っ張るんだと。鉄道があること、そこに今度はスポーツ施設と文化芸術のイベント、そういうものでこの牛久というものは呼んでいこうというふうを考えておるわけです。

○議長（山越 守君） 池邊市長に申し上げます。答弁時間が残り少なくなっております。他の再質問もございますので、簡潔にお願い申し上げます。

○市長（池邊勝幸君） 再質問、もう終わりでしょう。

○議長（山越 守君） いえ、再質問に対する答弁がまだ幾つか残っておりますので、よろしくお願いします。

○市長（池邊勝幸君） じゃあ、次のその交流センターは武道館が発祥じゃありません。そういういいかげんな認識しないでください。

一番大もとは、この20年近く前からの文化協会の中央ホール建設の要望であります。それがまず一番基本であります。そういうものが、この牛久市のまちの中で地域交流センターとして必要なさまざまな施設、今つつじが丘等でも国等やっておりますけれども、いわゆる地域交

流センター、いわゆるそこにはデイサービスセンターやら介護のためやら、そこから飲食やらさまざまな機能、そこに行政の機能まで入れて、そして一つの地域の中心にしようという流れがヨーロッパにもございます。ヨーロッパのまちづくりの再編は、みんなそういうのが中心です。

そういうものの流れを牛久市の下根の運動公園の再整備もしかり、これはどんどん今、軟式野球も全部牛久でやる、予選会もやる、高野連のほうも使う、出てきています。そのことによって、牛久のいわゆる産業の、特に地場産業というものを支えていこう、そういうふうを考えております。ですから、文化芸術活動を着実に牛久に周りの近隣からも集めてきて、そして若い世代も集める、非常に重要な事業というふうに認識しております。

それから、最後に防犯パトロールですけれども、そのパトロールカーのものは区が独自に何でもやらなくちゃならない理由はありません。牛久市がちゃんと緊急雇用も含めてやっておりますから、そこの担当と連絡をして「自分の行政区のところ、こういう事情だから回ってください」と。場合によっては、シルバー人材センターとも話して、ちゃんと行政区の防犯担当の人が同席して、こういうものをこの地区で回してくれというふうに打ち合わせをすれば、既存の今の流れでも幾らでも解決は可能なはずですよ。ですから、自分だけで何でもやろうというのではなく、みんなと連携して協力してやっていく、そういうことによって今現在でも防犯パトロールは地域密着型で、運用の工夫さえすれば幾らでもできる、そういうふうに認識しております。以上です。（「ちょっと市長の認識違うんじゃないですか、今の防犯パトロールは。違いますよ」の声あり）

○議長（山越 守君） 静粛にしてください。

保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） グループホームの再質問にお答えします。

市としましては、今後も県とともに地元の意向を重視しつつ、事業者に改善を促しながら調整を図ってまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時25分といたします。

午後0時11分休憩

午後1時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

今回は3項目、後期高齢者医療制度の適用申請、子供の貧困問題、国民会議の答申を受けて改正がされるだろうと言われております介護保険について質問を行います。

初めに、後期高齢者医療制度の適用申請についてです。

ある後期高齢者の方から、一部負担の割合が申請によって3割が1割になる、毎年申請しなくてはいけないと言われてきましたけれども、収入は年金だけなので税務課で確認をすることができるのではないかと、確定申告も年金収入だけの人は改善をされているのに、一方で書類だけを出せば負担が変わるやり方は改善すべきではないか、このようなお声でした。これは、後期高齢者医療制度の中の被保険者の一部負担の割合のことを指しております。被保険者の収入合計が基準額に満たない場合には、申請によりまして3割から1割に変更される、このことです。毎年、この方は通知を受け取っており、申請に行くと「それでは1割にします」と言われる。もし忘れてしまって申請をしなければ、3割負担ということになってしまうといいます。幾ら役所のことが申請主義だからといっても、後期高齢者医療保険に加入する年齢は75歳以上の方からです。忘れてしまう方がいてもおかしくないと考えます。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

まず初めに、該当する人には郵送しているとの当局の答弁でありましたけれども、現状はどうなっているのでしょうか。そしてまた、申請に来ない被保険者はどういう対応をしているのか。被保険者の収入額の確認は税務課でできるとこの方はおっしゃっていますけれども、そうなのか。そしてまた、人数の把握は市でできているのか。また、市のホームページでもわかりやすく知らせること、このことは市としても改善できるのではないかとということで、以上被保険者に対しての改善の考え、お尋ねをいたします。そしてまた、市で対応がとれない場合、これは県の広域連合のことなんですけれども、これは規則でなっておりますので、改善の申し入れをすべきと考えますがお尋ねをいたします。

続きまして、子供の貧困、2番についてです。

ことしの6月に成立しました子どもの貧困対策基本法、そしてまた廃案になりましたけれども、生活困窮者自立支援法は、今後子供の貧困問題と学習支援について状況が大きく変化することが予想されています。

子供の貧困とは、子供が経済的困難と社会生活に必要なものが欠乏状態に置かれ、発達する諸段階において機会が奪われ、その結果、人生全体に影響を与えるほど多くの不利を負ってしまうこと、このように定義する研究者もおります。子供の貧困が、単なる物質的なものや一時的なものではなく、その子供を取り巻く心理的、社会的な側面からも継続的に影響を及ぼすこ

とがあります。子供の貧困問題が見える形であらわれ出したのが、2008年のリーマンショック以降です。生活保護を申請する世帯数が急増しており、生活保護の中にも含まれる子供にも影響が出てきました。

特に、教育現場には顕著にあらわれてきていると言われております。一部メディアが取り上げたのは、給食費の未納問題でした。保護者の規範意識が強く批判されましたが、保護者の規範意識以外にも経済的困難で支払えなかった場合も3割程度存在したと、2007年に文部科学省が行いました給食費の徴収状況調査で報告をされています。そのほかにも授業料の滞納、修学旅行費の未払い、このように経済問題と関連をしたさまざまな事例が報告されております。また、保護者の収入だけを見て貧困かどうかの判断ではないと考えますが、市が捉える子供の貧困とはどういうことを認識しているのか、市の考えをお尋ねいたします。

そして、貧困問題の2番目としては、現状と学校で見える貧困とその支援についてです。

子供たちの貧困の現状をどう捉えるのかにつきましては、子供の状態をよく観察しなければ判断できないことがあります。子供を取り巻く環境では、虐待やDV、親が障がいを持っている場合もあり、また親の生育歴、家庭環境も影響してまいります。たとえ親から虐待を受けていても、子供から声を上げることがありません。自分が悪いからと自分のせいにして、決して親のことは悪く言わないと言います。いつも同じ服装を身につけているとか服装から気づくことや学習に必要なものが不足しているなど、周りにいる大人がいち早くその変化に気づくこと、またいつもと違う子供の変化、あざの発見や言葉遣いが乱暴になったり、周りにいる先生や大人の気づきが大事な点となります。

それには、子供の状態をいつでも見られる人員体制が必要となり、牛久で行っております少人数学級、また複数の担任の目があるということが気づきを発見する一つにもなります。また、その発見する力、先生の研修などを高めていくことが必要ではないでしょうか。経済的な問題から就学援助について、また学校から見える貧困の現状、学校でできる支援についてお尋ねをいたします。

子供の貧困の3番目です。学校内外で子供の育ちを支えるスクールソーシャルワークについてです。

これは、学校内では子供たちの学習環境、そしてまた学習支援、相談につきましてはスクールアシスタント、スクールカウンセラーなどが子供たちの対応に当たっております。福祉的な観点で、学校外で支援する状況が必要となってきております。それは、子供たちの置かれている状況が深刻さを増してきているからであります。不登校やひきこもり、いじめ、高校中退の背景には経済的な困窮があると指摘をされております。きぼうの広場の相談業務もふえてきております。相談業務自体が多様化、複雑化していることをあらわしております。臨床心理士や

社会福祉士、精神保健福祉士など資格を有しました専門家や元学校の先生などが対応しており、このきぼうの広場に通級することで学校へ戻ることができたなど、果たしている役割は大変重要と考えております。

一方で、スクールソーシャルワークとは、生活の視点で支援をする実践の取り組みのことで、子供が抱える課題を問題行動として捉えるのではなく、「困った子」ではなく「困っている子」として捉え、子供と子供を取り巻く環境を改善させる関係性に注目して実践をし、解決を図っていきます。この子供の環境とは、学校、家庭、地域であり、家族や親戚、友人、近隣住民、過去のかかわり、地域性など子供にかかわる全てを指しております。そして、それら全ての環境と子供の関係性に働きかけるのがスクールソーシャルワーカーです。必要によっては家庭訪問、関係機関との連絡調整、教員同士の協力体制の支援をします。スクールソーシャルワーカーが子供への理解を深めるとともに、学校や家庭及び地域と連携をし調整を円滑にするためチームで支援を目指してまいります。さらに、課題への事後対応だけでなく、事前対応や予防的な支援を目指しております。

先ほども述べましたように、スクールソーシャルワーカーは学校内、そして学校外を結ぶ福祉の専門家、この立場から個人情報扱うために児童相談所や民生委員などの関係機関との連携が欠かせないと言います。抱える問題が多様化、複雑化をしておりますが、子供や家族が安心して暮らせるための支援について、スクールソーシャルワーカーは求めている状況を見えるようにすること、また子供の思いをしっかりと聞き取ること、子供自身が自分の今後について理解できるようにすることなど具体的に子供や家族に寄り添う支援を行います。

一つの事例としては、大阪府の茨木市で平成19年に学力向上事業の一環として事業開始が行われました。平成23年度には市内の中学校14校全校にスクールソーシャルワーカーが配置されております。これは、学習事項の定着には学力の土台をつくるのが大事と「ゆめ力」、これは将来を展望し努力できる力をつけます。そして、「自分力」、規範意識を持って自分をコントロールできる力、「つながり力」、他者を尊重し積極的に人間関係を築こうとする力、「学び力」、学校の授業で意欲的に学ぶ力で、学力の向上を図っていくというものです。牛久市での児童生徒に対して、多様な支援を行うスクールソーシャルワーク導入の考えについてお尋ねをいたします。

そして、大きな3点目の介護保険です。

牛久市の第5期、これは2012年、2013年、2014年の3年間、この第5期の介護保険計画では年間で約38億円のうち、現在地域支援事業にかかるお金は約1億円と言われております。24年度決算では、この介護保険の準備基金が約54億円あります。これは、第5期の介護保険事業計画の中で、施設整備などの計画や被保険者の利用実績から算出をされた金

額であります。居宅介護、施設介護と第5期の整備計画によりまして、介護保険料が算出されていることは明らかです。

現在の牛久市は、地域によってばらつきがありますが、65歳以上の人口がふえ超高齢化社会に入りました。しかし、今、国が進めようとしているのは医療や介護の見直しと言って、軒並み負担増の計画であります。介護保険では、軽度者と言われる要支援1と2の方を対象としたサービスを国の一律の介護保険から外して、それぞれ自治体の責任でNPOやボランティアに任せるとよい地域支援事業にするというものです。

要支援1と2というのは、このサービスは食事づくり、入浴、掃除、買い物などのサポートのほか、症状がより重くならないように専門家の運動指導、栄養指導、口腔指導などを受けて、全国では約150万人の方がおります。牛久市では、24年度の決算の数字からですが、介護保険認定者の1万8,790人のうち457人が要支援1、2の方です。

今回、この地域支援事業を自治体任せにするということは、市の税金の使い方によりまして整備が進む自治体と余力を入れない自治体では、このサービスに格差が生まれてまいります。保険料だけはしっかり納めさせておいて、いざ使おうと思って国の方針で利用できないのは被保険者にとって詐欺みたいなものだ、こういう高齢者の方の声があります。介護保険なら負担は1割ですが、地域支援事業では市町村の基準になってしまいます。要支援1、2と軽度と言われる方、適切なサービスが受けられなくなると、かえって介護度が上がり、介護保険をより多く使うようになれば、結果的に介護費用が使われることとなります。必要なサービスが受けられなくなると困ると多くの方が言うております。

高齢者社会に対応すると導入された介護保険ですが、現在の家族構成や社会情勢からでも家族での介護は老老介護となり、施設での介護に頼らざるを得ません。一定程度収入のある方は施設でも老人保健施設も自由に選べますが、低所得の方、また国民年金など低年金の方にとっては施設は特養ホームしか選べず、待機者がふえていく要因となります。大変使いにくい制度に変わってしまいます。

今、国が進めようとしているこの介護保険の見直し、自治体として高齢者の福祉サービスを向上させるためにも適切なサポートは欠かせませんし、これから計画をされるであろう第6期の計画策定におきましては、今の介護準備基金取り崩し、保険料の軽減に充てるべきと考えます。介護保険事業計画での地域支援事業の内容、そしてこれからの市の考えについてお尋ねをいたします。

(2)としては、現在の施設整備の進捗状況について詳しくお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 遠藤議員の御質問の子供の貧困についてお答えいたします。

まず、子供の貧困の背景を市としてどう捉えているかについてですが、ユニセフが2012年に発行した報告書の中で、子供がいる世帯の相対的貧困率は、経済協力開発機構、いわゆるOECD加盟国を中心とした先進35カ国で見た場合、日本は9番目の高さとなっております。いわゆる貧困率の高い順から9番目ということでございます。約6.5人に1人の子供が貧困水準で生活しているという状況にあります。さらに、別な調査では子供がいる世帯の中で母子家庭等の大人が1人世帯では約2人に1人の子供が貧困状態にあるとの結果も出ております。離婚等による母子または父子家庭の増加や経済構造の変化に伴う所得減少は、進学率の低下や生活水準の低下につながるばかりでなく、児童虐待や学力低下、不登校、問題行動の発生等についても影響を及ぼすものであります。

市では、貧困の連鎖と言われるような複数世代にわたる貧困状況をなくし、子供たちが生まれ育った環境により将来が左右されることがないようにするために、就学や学資の援助はもちろんのこと、学習支援の必要性を強く認識しております。そうした中、学ぶことの楽しさを感じ、良好な人間関係を構築することが学力の向上のみならず、いじめや不登校といった問題解決と一助になると考え、小中学校の授業において「学び合い」を実践しております。

具体的な経済支援策及び支給状況についてお答えしますと、まず幼稚園に関する支援策ですが、公立幼稚園児のいる低所得者世帯には保育料の減免措置を行っており、平成24年度は対象者8名、減免金額は全体で約30万円となっております。私立幼稚園児のいる世帯に対しては、所得に応じた就園奨励金補助金及び授業料保護者軽減補助金の交付を行っており、平成24年度は対象者945名、交付金額は全体で約8,955万円となっております。

次に、小中学校に関する支援策ですが、小中学校に通う児童生徒がいる低所得者世帯には、市では学用品費、校外学習費、給食費を就学援助対象項目としており、このうち学用品費については新入学時に入学時学用品費を別途援助対象としております。

平成24年度は、要保護、準要保護を合わせた対象者は、小中学校全体で346名、援助経費総額は約2,416万円となっております。平成25年度につきましては、8月末現在、申請者数が321名であり、平成24年度末と比較し18名減となっておりますが、申請は随時受け付けを行っていることから、昨年度と同程度になると思われまます。さらに、高校進学において学業や素行が他の模範となるような優秀な生徒にもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し無償給付の奨学金制度も実施しております。

こうした状況の中、各種支援制度の運用に係る市の負担は年々増加しており、拡充を進めるためにはさまざまな課題がございますが、市といたしましては、本当に援助を必要とする世帯

に対し適切な援助が行えるよう今後も努めてまいります。

最後に、スクールソーシャルワーカー制度の活用についての市の考えですが、制度の目的は、保護者や学校関係者との協働のもと、児童生徒自身が可能性を引き出し、自発的に問題解決に協力できるような体制づくりをすることとなっております。市では、きぼうの広場での相談事業や訪問事業を実施するほか、教育委員会と関係各課が連携し学校や外部機関とともにさまざまな施策を実施しており、引き続き現体制で対応してまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長兼医療年金課長（藤田幸男君） 次に、後期高齢者医療制度の適用申請についてお答えします。

医療機関窓口における一部負担金の割合は、原則1割負担となりますが、現役並み所得者は3割負担となります。現役並み所得者の判定基準は、「世帯内に住民税の課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者がいる方」となります。ただし、世帯の収入の合計が520万円未満、単身世帯の場合は383万円未満の場合は、「基準収入額適用申請」により1割負担となります。

基準収入額適用申請につきましては、市で税務課の課税資料をもとに基準収入額適用申請の対象者を把握しております。対象者には、市から収入額を記載した申請書を送付し、内容を確認していただいた上で郵送により申請書を提出いただくことにより、手続にかかわる負担の軽減を図っております。

平成25年度年次更新においては、3割該当者547人のうち144人が基準収入額適用申請の対象となっており、現在までに139人の申請を受け付けております。また、制度についての案内通知がわかりづらい等の御意見につきましては、そのほかの広報とあわせて後期高齢者医療制度に対する御理解を得られますよう、さらに改善に努めてまいります。

基準収入額適用申請の改善申し入れにつきましては、牛久市を初め県内各市町村から職権適用についての要望が広域連合に出されております。全国後期高齢者医療広域連合協議会では、各都道府県の広域連合からの要望を集約して国に対して要望書を提出しておりますが、国においては真に一部負担の軽減を必要としている者に対して行うことが適当との考えから、被保険者からの申請が必要であるとの回答が示されております。

市としましては、今後も被保険者の負担の適正化のための要望を継続して行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、介護保険についての御質問にお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議からは、医療、介護及び年金の社会保障主要3分野に対するさまざまな報告がなされましたが、牛久市での第6期介護保険事業計画策定においても、今後の制度改正の動向を注視していくとともに、今年度実施いたします日常生活圏ニーズ調査の結果をもとに牛久市の実情に合った計画を策定してまいります。

また、介護保険料につきましては、今定例議会後の介護保険給付費準備金残高が6億4,000万円を超えることから、25年度、26年度の給付状況を見ながら、基金取り崩しも踏まえた保険料率を設定してまいりたいと考えております。

また、地域支援事業の現状といたしましては、行政区ごとに2年から3年間隔で行っている元気教室や健康診査で生活機能の基本チェックを行い、平成24年度は7,245名の対象者から877名の2次予防事業対象者、当市ではチャレンジシニアと呼んでございますが、を把握いたしまして、その後の体力アップ教室や口腔教室実施による体力や口腔機能の向上を目指しております。

次に、介護施設整備の進捗状況でございますが、平成26年度遠山町に開設予定の定員70名の特別養護老人ホームにつきましては、牛久市側からの進入路をつくり、伐採整地作業を進めるなど順調に整備が進んでおります。

同じく、平成26年度開設予定の定員18名の地域密着型グループホームにつきましても、刈谷行政区での説明会を開催して、地元の御理解も得ているところでございます。

また、今年度公募をいたしました平成27年度に開設予定の定員70名の特別養護老人ホームにつきましても、認可権者である茨城県に補助金の申請書を提出し、現在審査を受けているところでございます。

今後も、高齢者、入所待機者や要介護認定者の状況を見ながら、入所施設だけでなく、地域のニーズに合った高齢者の集える場の整備についても検討してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問を行います。

後期高齢者医療制度の適用申請ですが、今、次長の答弁ですと、牛久市でもその要望を国に対して各自治体として上げているということなんですが、今25年度の数字を上げていただきましたけれども、144名中139名が申請を出しているということ。残りの5名の方については、申請に来ない被保険者となっておりますけれども、そういう方たちの対応についてはどうされているのかをまず伺います。

それと、税務課で確認ができるというのは先ほど次長の答弁でもありましたけれども、確認できるのならば、わざわざ一度、申請主義というのが、こういう制度だからしょうがないとい

うふうに言われればそうかもしれませんが、当然これが申請によって変わるならば、そのことをきちっとやっばり市としても改善の手續、それは非常に急務の問題だと思います。先ほどおっしゃっていましたように、各市町村でもこういうことが起こっているということ、申請をすれば変更になるということは、この被保険者にとっては大変不公平きわまりない問題じゃないかというふうに考えます。これは、やっばり制度の欠陥でありますし、国県にもやはり強く改善を迫っていただきたいと思いますが、その市としてできること、再度伺いたいと思います。

それと、子供の貧困の問題では、子どもの貧困対策法という法律ができました。これは、貧困の解消とか教育機会均等、健康で文化的な生活保障、次世代への貧困の連鎖の防止などが目的、そして理念でもうたわれております。特に、学習機会に関する指標では、これはホームページから出したんですが、全世帯、そしてまた生活保護世帯に分けて毎年調査や公表をしていく、このように出ております。県では、今後子どもの貧困対策の計画の策定をしまして、貧困状態にあります子供や親へのサポートをしていくシステムの構築など、さまざまな実態調査がこれから行われるだろうと思います。

政府も、ひとり親世帯の増加、そしてまた働く人たちの収入が減る、このことによって子供が貧困状態に置かれないように、ようやくと歩み出した感があります。特に、今回この貧困対策法では子供の学力について力を入れているのが特徴ではないかと思います。親の収入によって学びたくても学べない、学びたいという意欲さえなくしてしまう、こういう子供が出てしまうということは、長い目で見れば、今、少子化と言われておりますけれども、自立した社会保障の支え手、これが少なくなってしまうということにもつながってまいります。そして、特に学習支援につきましては、学力の形成だけじゃなくてその子供が置かれている居場所づくり、そういうところを支える側面もあります。

生徒がわからないところを自分で言える、わからないと言える、今、市長の答弁でもありましたけれども「学び合い」というところ、そういうところは牛久市でも力を入れておりますけれども、自分の人生の少し先、こういうことが明らかに見えるような支援、これが大変必要だと思います。

やはり子供の貧困というのは、貧困の連鎖、そういうことがあるんじゃないかということは大変危惧するところでございます。貧困対策には、経済的な支援ばかりではなく精神的な支援が欠かせない。特に、貧困家庭におきましては子供の、先ほど言いました進学自体、最初から諦めてしまう、こういうことでは子供の将来、子供の可能性の芽を摘まないようにさまざまな手だてが必要となってきます。

そしてまた、就学援助では、要保護、準要保護なんですけれども、準要保護の収入基準につ

きまして牛久市は生活保護の1.1倍というふうに聞きましたけれども、実際、収入基準、世帯人数2人の場合は幾らになるのか。今、ひとり親世帯がふえていると言います。仕事のかけ持ちをしている方もおられると言います。そういう中で、大変厳しい基準というふうに考えます。生活保護と変わらないんじゃないか、そういうふうに思います。援助項目の対象を広げるということ、これは、以前、同僚議員も質問をしておりますけれども、そういう問題の検討はされているのか。公費負担、市費負担、非常にあると思いますので、そういうことについても伺いたいと思います。

それと、スクールソーシャルワーカー、これは実は私ども、8月に名古屋で行われました生活保護の研修会に行きまして学んできたものの一つなんです。子供の貧困というところでは、今非常に全国的にもこの問題、大変な大きな深刻な問題を抱えているところでは、学校だけでは解決できない問題、それが非常にあるということなんです。このスクールソーシャルワーカーというのは、専門知識を持った臨床心理士、それからまた社会保険福祉士などそういう国家資格を持った方が、直接、子供と子供の家庭を支援していくということを考えているということです。常に、子供の最善の利益は何のためにあるのかということ、対象は学校に属している子供全員を対象としているということでした。

具体的な支援の方向、それなども実際に子供は学校にいて、子供たち、それからまた友達、先生、周りの環境も大変大事な問題ですが、このよい環境を整える支援、これは学校で重要な問題ではないかと思います。子供に寄り添う支援をする、茨城県でも導入されている市があると聞きますが、牛久市でもこの問題、積極的に働きかけてはどうか、再度お尋ねをするものです。

それと、介護保険につきましては、国民会議の報告書では徹底した給付の重点化、効率化が打ち出されております。そしてまた、厚労省の案でも介護内容、そしてまたこの価格について市町村の裁量で決められるようにする、このような報道も出ております。これでは、今まで高い保険料を支払って、いざ介護が必要になったときに介護が受けられなくなる、介護難民をつくり出すことになってしまいます。要支援、これは国の制度でありました。この制度から外すということは、介護を予防重視を掲げました国の制度から手を引くことになってしまいます。さらに、この軽度者の要支援1、2は大変遠距離介護の方もいると聞いています。こういうサービスがあることで成立をしていました今回の介護保険でございます。

介護が理由の離職者、年間では10万人がいると言われております。要支援のサービス、これが減少していけば、40代や50代の働き盛りの雇用にも影響が出てまいります。そして、要支援のサービス、介護サービス全体の5%程度と言われておりますけれども、先ほど述べました介護認定者4分の1、全国では約150万人が占めております。これだけの人々をこの介

護保険から切り離していく、これは制度への不信感が生まれても当然であります。

部長の答弁では、いろいろと今後の問題にかかわる問題なんですけれども、自治体の役割はやっぱり住民の生命、財産を守ることであります。こういう役割を果たす、この一層の充実を求めるもので、再度市の考えについてお尋ねをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 遠藤議員の再質問のうちの子供の貧困について、対応について、ソーシャルワーカー制度を導入して、ソーシャルワーカーを採用したほうがいいのではないかというところでございますが、まず子供の貧困については、小学校、中学校までは、ある程度既存の制度と牛久市の、場合によっては独自の助成制度等を今後検討した中でできれば、対応できると思います。その後の高校、大学でございます。この問題が非常にいわゆる家庭の貧困が、それが即、学歴に響いてくるという状況にあるわけで、その問題を根本的に解決するというのは市町村単位では非常に難しいだろうというふうに思っております。

ただ、その問題から逃げるわけにいかないというふうに思っております。東大の入学生がほとんど高所得者の家庭の子供だということももう何年も前から言っておりまして、そういう高所得者じゃないと東大に入れないのかということまで現実にはいろいろ報道されているわけでございますので、そういう意味で非常に今の日本の社会においては貧困世帯というものが急激にこの10年間の間にふえておりますから、そういう大きい社会変換の中で地域の牛久市としてはどのような態度を今後具体的に取るべきか、これについては議員の先生方等も含めてよく議論をしながら、できるところから一つ一つやるほかないだろうと思っております。

そして、貧困家庭の子供及びその家庭に対する対応につきましては、ソーシャルワーカーを採用すればできるというものではありません。現実には、牛久市においては児童福祉課、そして民生委員、児童委員、特に主任児童委員、そのほかさまざまな地域の方々と学校の先生方、そういうチームを組んでそれぞれの子供に対して対応しているということでございます。そういう意味で、ソーシャルワーカーというものを採用すればじゃあ解決するのかということ、非常にその質の問題もありますのでやっぱり、資格の問題ではありません。人間性の問題でありますので、その実態に合わせながらそういう人材育成というのを図っていきたいというふうに考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員がおっしゃるように、離婚した家庭がありひとり親の家庭が多

くて、経済的にも苦しくて夜も働いているという状況があって、子供が家に帰っても親がいないとか、塾にも行けないというような状況も確かにあります。遅くまで友達と遊んでいて問題行動に入るといような、学力や問題行動にもつながるといことを感じています。

そういう中で、本当に一人一人の子供たちに学びをさせて、一人一人の子供を幸せにしてあげたいという発想から「学び合い」が生まれました。実は、今までの学校の授業と何が違うと。大きく2つ変わりました。1つは、開くといことで、今までは教室や学校は結構閉じていたんです。それをこの「学び合い」で開いています。そこで子供たちが学び合ったり、先生たちが学び合ったり、保護者が学び合ったり、地域みんなが学び合っていこうといようなこととあります。もう一つは、今までの授業といのは先生を見ていました。どうやってうまく教えたらいいんだらう、どうやって教えたらい子供にうまく教えられるんだらうと多くの人たちが先生を見て授業法を変えていたんです。この「学び合い」の一番大きい違うところは、子供たちを見るようにしたんです。子供たちがどんなに学んでいるかなと一人一人の子供たちを観察することを先にして、子供たちが本当に学んでいるだらうかといところから始めることにしました。

そういった点で、子供たちをこれまで以上により深く観察し、子供たち一人一人のストーリーをより深く語り合うといようなことをしながら、子供たちの学力保障とかさまざまな問題にかかわっていければといのが、この「学び合い」の取り組みの流れとあります。

そういったことで、学校もどんどん変えているんですが、今後も地域で子供たちを支えるといことも考えていなくてはならないかなと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長兼医療年金課長（藤田幸男君） 遠藤議員の後期高齢者医療に関する再質問にお答えいたします。

まず、1点目の、申請対象者144人のうち本日までに139人の申請を受け付けておりますが、残り5名の対応といことでございますが、直接医療年金課におきまして連絡をとっております、5人の2人につきましては今後申請を予定されております。そのほかの方は、公費負担医療を受けている方で、医療費の自己負担がない方で申請が必要ない方が1人、それと亡くなった方が1人、世帯主の死亡により世帯構成が変わりまして基準収入額の適用申請の対象外になった方が1人とい状況になっております。

2点目の申請主義についての改善要望についてでございますが、ほとんどの方が現実的には1割申請といことで申請をしていただいておりますので、職権適用につきまして引き続き広域連合を通して国に対して要望をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 就学援助費についてお答えをいたします。

牛久市の基準でございますが、生活保護基準額に対しまして1.15を乗じた金額を基準としております。また、年齢やその世帯の人数によって基準額が変わってまいります。例を挙げますと、ゼロから2歳については基準生活費が1万7,140円、ひとり世帯の場合、基準が3万5,610円、その他母子加算等がございます。

それから、就学援助費の項目についてでございますが、現在牛久市で支給しているものは学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費の宿泊を伴わないもの、伴うもの、修学旅行費、給食費が支給の項目となっております。今現在、こちらの支給項目の拡充も含めて検討中でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、私のほうから介護保険の関係で再質問にお答え申し上げますが、要支援1、2の方の支援をどうするかという、国のほうでも今議論をされておりますが、こういった国の動向も当然見きわめながら、牛久市といたしましては今後、各小学校区ごとに設立されました地区社協を含めまして、住みなれた地域の中でどのように支援していくかという施設から地域、施設から居宅へというこの地域包括ケア、これを構築するように検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従って一般質問を進めてまいります。

1点目、市がかかわる2件の裁判についてです。

①としまして控訴の提起について、②としまして4業者からの提訴について、現段階での市の対応と今後の方針等について質問をいたします。

まず、1の控訴の提起については、地方税納付告知等取消請求事件です。皆さん御承知のことですが、簡単にこれまでの議会答弁などから経緯をまとめてみますと、市は市税滞納者Nから1999年8月及び9月に差し押さえ等の取り下げを求める裁判を起こされてきました。しかし、この裁判は、水戸地方裁判所において2012年9月27日、市側が敗訴するという結論が出されました。

判決文によりますと、主文としては第二次納税義務の告知処分、督促分、市が行った各不動産に対する差し押さえ処分を取り消すことであります。なお、守谷の物件に対する評価が争点になっているが、市が主張する低額譲渡に当たるとは認められず、本件売買につき低額譲渡に当たるとする被告、牛久市ですね、の主張は理由がない。よって、その余の争点については判

断するまでもなく、本件各処分は第二次納税義務の要件を充足しないにもかかわらずなされた違法な処分であると認められ、いずれも取り消されるべきであるとあります。その判決を不服として、市は控訴をするため、昨年10月9日の臨時議会で議会の同意を得た。しかし、この臨時議会では議員に対する丁寧な説明もなく、判決文などの資料も提示されず、全く説明不十分のまま議会の同意を得るべく議案の採決が行われたという経緯があります。

要するに、原告有限会社土浦商事が起こした裁判において、被告である牛久市は全面敗訴していますが、牛久市はそれを不服として裁判費用250万円のほか多額の税金を使って控訴し争っているわけです。その後、1年近くたちますが、市として控訴審はどのように進めているのか。真実、事実が出ているのかどうか、新たな証拠は提出しているのかどうか、今後の方針について、また判決後の市の対応としてはどのように考えているのかということについてお伺いいたします。

②4業者からの提訴については、去る7月3日、市長より私たち議員にファクスが送られてきました。それは、「国家賠償法に基づく訴えの提起について」というものです。内容は、1、訴状の受け付けが平成25年6月27日。2、訴状提出裁判所、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部。3、原告、株式会社サカエ、手賀建設株式会社、ヤマニ建設株式会社、株式会社細谷造園。4、被告、牛久市。5、訴えの概要、牛久市の指名競争入札における指名業者から外されたことは合理的理由によらない恣意的なものであり、裁量権の逸脱、濫用に当たり、違法である。この行為により損害をこうむったことから、各社1,000万円の損害賠償を請求するものであるというふうな、以上の内容のものでした。

これでは詳しいことはわからないのですが、8月1日に臨時議会において市長から議案説明の前に訴訟が起こされていることについての説明がありました。それは、訴状の中で、市長選挙に協力しなかったことなどを契機に指名から排除されたとしているが、市では公共工事の施行に当たっては市内業者を積極的に活用するとともに、大規模工事でも共同企業体の構成員になることができるよう要件を設定してきた。しかし、一方で、工事の一括した請負、周辺環境への配慮に欠けた施工、技術者の不足等、適正な施工体制ができない事業者については、公共工事を請け負うべきではないとの基本的な考えのもと、副市長を委員長とした競争入札参加資格審議会で法令等にのっとりつつした手続により契約を進めており、恣意的運用は一切行っていない。

これまでの経過について、6月27日訴状を受理してから、市の顧問弁護士の山田有宏法律事務所に訴訟代理人を依頼し、協議をしているところ。7月29日には第1回口頭弁論があり、擬制陳述を行う旨、裁判所に上申を行った。あわせて、答申書により原告らの請求を棄却する旨の陳述を行って終了したと報告を受けたということでした。

また、7月3日の朝日新聞によりますと、「4社は指名を受けなくなってから現在までの入

札参加資格がある。市から指名停止措置も受けていない。施工能力にも特段の変化はないという。指名からの排除は恣意的なもので、裁量権の逸脱、濫用に当たると訴えている」とこのように報道されています。

私は、2012年9月議会で入札制度についての質問をした際に、「牛久市でも古河市のように市長選で協力しなかった業者の指名を外すようなことがあるのか」と質問をしましたが、この件に関する執行部の答弁はありませんでした。しかし、やはりあったわけです。

その後、どのように進んでいるのか。①、②ともに現段階での市側の対応と今後の方針等について質問をいたします。

2点目、一般競争入札が条件つきであることについて。

昨年9月議会で同様の質問をしています。一般競争入札を原則としながら、指名競争入札と随意契約がほとんどであり、一般競争入札といってもほとんどが条件つきであるという現在のシステムでは、透明性、平等性は確保されるのかということです。その後の市の契約を見ても、予定価格に対する契約金額は89から100%であり、平均して97.8%という状況が続いています。その後、入札制度についての改善はされたのかどうか。

一般競争入札が条件つきで、地域限定などの条件をつければ、おのずと業者も限定され、しかも市長選絡みで排除する業者もあるようですから、ますます限定されてくる。技術者の育成、若手の育成といってもほとんどできない状況であれば、改善策は難しくなっているのではないかと考えられますがどうでしょうか。

一般競争入札が条件つきだが、その条件の内容と問題点について、ということについて伺います。また、透明性を図るための改善策について何らかの改善策が行われたのかどうか、事実上、何も変化はないのかどうかということについて伺います。

3点目、国土交通省のまちづくり研究会の内容、牛久市の方向性及び取り組みについてです。

こうした表題では何のことかわからないのではないかと思います。それが一つのポイントであります。去る8月17日につつじが丘行政区において、つつじが丘団地を対象とする「アザレアヒルズ計画 コミュニティー再生に向けて」と資料が配付され、懇談会が開催されました。要するに、第一つつじが丘では高齢化率38.99%、第二つつじが丘では44.94%ということで、第二つつじが丘の高齢化率が市内最高の数値となっております。今後、ますます高齢化する団地等において、再生を図るために国のモデル事業としての計画がある。U字溝の整備、道路の整備、そして道路沿いの高い塀をアザレアなどの低木にかえ、イタリア産のれんが壁が敷き詰められるという計画です。つまり、スローシティの発想がここにもあらわれているようです。

空き地、空き家などを活用してコミュニティセンター、デイケアセンター、高齢者向けシェ

アハウス、子育て広場などを設置し、そこに住民が歩いて参加できるようにする。つまり、高齢化したつつじが丘団地を再生する計画が、国土交通省のまちづくり研究会のモデル事業として行われようとしているということです。

まだ事業化していない計画なので、説明会ではなく懇談会ということで、あくまでもモデル事業として一部の道路の区間を社会実験として行うことに協力を仰ぐということだったようです。しかし、こうした配付された資料には細部にわたる計画内容が示されており、これを手にとった住民は夢のような計画に大変驚いてしまったというのが実感のようです。

これまで、私どもは当団地の切実な要求としてU字溝のふたかけをしてほしい、またかまぼこ形に盛り上がった道路を直して歩きやすくしてほしい、近くにお店があったら暮らしやすいなどの問題をたくさん伺っております。しかし、単にU字溝のふたかけ、道路の整備をすると市の負担が多くなるので、国土交通省のまちづくり研究会に参加し、高齢化した団地などのモデル事業として再生を図ることで補助金がつき、事業を進めやすくする面もあるということのように伺いました。

しかし、この計画の背景には、そもそも牛久市グリーンロード構想があり、牛久グリーンロードプロジェクトがあると思われます。2012年8月27日に開かれました第3回行政改革推進委員会において、議事録を読みますと、牛久市グリーンロード構想についてさまざまな意見が出されております。国のモデル事業として取り上げられたグリーンロード構想を実現するため、意見を求めたことに対して、「グリーンロード構想を実現するためにはコストがかかるが、税収が落ちていく中で他の自治体は身の丈に合った運営と言われているが、どのように考えるのか」、また「実施については財政面での制約がかなり出てくるのではないかと思います」とありますが、都市計画マスタープランと構想との関係はどのように考えているか」などの意見が委員の中から出されております。

このグリーンロード構想を実現するため、具体化の一つに今回のつつじが丘の計画があるのではないかと思います。この住民に配付された計画書には、「これからのまちづくりの仕組みとして、牛久市では、市と地域の間新たにまちづくり会社を設け、具体的なまちづくりを進めていきます。これからは、市とまちづくり会社、そして地域・市民の三つの柱でグリーンロード構想を実現させていきます」とあります。ここの部分の図なので、余りにも小さいのでわかりにくいかと思ひまして、それをちょっと拡大してみましたけれども、つまりこの牛久市があって、地区社協があって、地域・市民があって、ここにまちづくり会社を立ち上げることなんですね。まちづくり会社に対しては、まちづくり特別会計というものをつくって投入する。それから、国庫補助、ファンドなども投入するという。当然、そこに利益が生まれるということの構図のようです。こういう、拡大してみました。私は色を塗っただけで、全

然これの操作はしておりませんのでね。見ていただければと思います。

また、計画なので余り具体的ではないということを担当者のほうからかなり言われているんですけども、この配付された資料というのはかなり具体的であります。いろんな面について書かれております。これが住民の中に懇談会という形で配付をされたということの中で質問をしているわけです。国土交通省のまちづくり研究会の内容、牛久市の方向性及び取り組みについて伺います。

4点目、生活保護の問題です。

自民公明連立の安倍政権が、生活扶助基準の引き下げを強行しました。8月1日より3年間で最大10%にも達する引き下げです。国全体で約670億円の削減となると言われています。厚生省が4日に、ことし6月に全国で生活保護を受けた人が、前月比で694人減って215万3,122人となったと発表しました。受給者の減少は2カ月ぶりのようですが、受給世帯数は158万3,308世帯と過去最多となりました。アベノミクスと言いますが、貧困の実態は変わっていません。今回の引き下げは、受給者の暮らしを直撃するだけではありません。先ほど来、子供の貧困のお話もありましたが、小中学生のいる家庭を支える就学援助費、そして最低賃金額など国民生活を支えるさまざまな制度に影響を及ぼす大問題です。今後、消費税増税など暮らしがいよいよ深刻になる中で、最低生活を守る最後の安全網まで容赦なく破壊する基準引き下げは許されません。

しかも、参議院選挙が終わった途端に、全国各地の生活保護の受給者のもとに保護費の削減を知らせる非情な通知が届き始めました。生活必需品は値上げの連続なのでどこを節約すればいいのかと、受給者の悲鳴と怒りの声は私どものほうにも寄せられています。そこで、今回の引き下げ、または引き下げ幅の内容、影響額などを具体的にお示ししたいと思えます。

基準の引き下げに対して、憲法が保障する生存権を守れと、全国各地で異議申し立てを行う動きが始まり広がってきています。この不服審査請求について、市の対応について伺います。自治体によっては、窓口で不服審査請求を受け付けないというところもあるかに聞いております。牛久市ではそのようなことはないと思いますが、確認をします。

②としまして、生活保護法改正案がさきの参議院選挙前の国会で提出される予定でしたが、6月26日に廃案となりました。秋の国会で再提出される予定のようですが、それに伴い採択されれば次のような点が問題となってきます。

1つには生活保護申請手続の厳格化、2つには生活保護利用者、また申請者の扶養義務者に対する調査権限の強化、3つ目としましては不正受給対策の強化等についてです。内容については以前の質問の中で質問しておりますので省きたいと思えますが、市としてはどのように対応するのか伺います。いずれにしても、生活保護は戦後最大の転機を迎えています。

③としまして、生活保護制度利用者数の増加状況と増加の原因をどう考えるかという点です。増加の原因については、不正受給が原因であるかのような報道がされておりますが、現実には全国で、件数で言えば全体の1.44%から1.8%、保護費では0.35%から0.39%の範囲であるとのことで、不正受給と言われているものの中には高校生の子供のアルバイト料について申告する必要がないと誤解していたケースも含まれているということで、これは前にもお話をいたしました。

では、どういう世帯がふえているかといえ、生活保護制度利用者数の増加の年齢階層別分析によりますと、70歳以上の伸びが最大であります。次いで60歳から69歳、3番目が50歳から59歳までと、ゼロ歳から19歳までの年齢層が伸びているとのことです。市としてはどう分析をしているのか伺います。

④生活保護を利用している人の割合、これを利用率と言いますね。それと、本来生活保護の必要な生活レベルの人で実際に保護制度を利用している人の割合、これを捕捉率と言うのですが、それが日本においては非常に低い状況になっています。2010年のデータによれば、日本は利用率は1.6%、捕捉率が15から18%、ドイツでは利用率が9.7%、捕捉率が64.6%、フランスでは利用率5.7%、捕捉率91.4%となっています。牛久市での現状と考え方について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時38分休憩

午後2時50分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

21番鈴木かずみ君の質問に対する答弁を求めます。総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 御質問1番、市がかかわる2件の裁判についてのうち、①控訴の提起についてお答えいたします。

現段階での市の対応につきましては、平成24年12月21日、平成25年1月30日及び9月9日に裁判が開かれており、それぞれの期日におきまして一審に対する控訴理由書、土浦商事の提出した準備書面に対する反論や高等裁判所から囑託された不動産鑑定士の鑑定評価に対する当方での捉え方を記載した準備書面を提出し、また、一審で提出した不動産鑑定評価書の価格を立証するために、新たな不動産鑑定評価書を提出するとともに、不動産取引事例や第

二次納税義務の処分に関する裁判例などにつきましても、裁判所に新たな証拠あるいは主張として提出し裁判に臨んでいるところであります。

次に、今後の方針につきましては、判決の内容により検討してまいります。第2回定例会におきまして須藤議員に裁判に至るまでの経緯を含め御答弁申し上げたとおり、市としましては、国税において法人税の加重算税及び延滞税に係る公売手続等が行われている第一次の納税義務者である株式ノグチの滞納状況が悪質なことや税負担の公平性からも、当然のことではありますが、勝訴するよう裁判に取り組んでおりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 2点の御質問にお答えいたします。

まず、1番の②4業者からの提起についてですが、市内4業者から牛久市を被告とする訴訟が提起された件でございますが、8月1日開会の臨時議会において訴訟の概要、経過及び第1回口頭弁論での答弁等により御説明したとおりでございます。

その後の牛久市の対応でございますが、訴訟代理人を依頼してある山田有宏法律事務所において担当弁護士と引き続き協議しているところでございます。また、先日、9月9日に水戸地方裁判所龍ヶ崎支部において第2回口頭弁論が行われました。この第2回口頭弁論では、訴状の内容に対する認否を含めた市の意見について、書面による陳述を行って終了いたしております。

詳細につきましては、裁判等の関係により説明は控えさせていただきますが、結果等については必要に応じその都度報告させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目の2番、一般競争入札が条件つきであることについてということで、一般競争入札は原則として広く誰にでも入札に参加する機会を与え、発注者に有利な条件で申し込みをした者と契約する方式でございます。このため、施工能力の劣る者や不誠実な者が入札に参加するおそれがあります。このことにより、公共工事の品質、適正コストによる施工等に支障になるだけでなく、建設業界の健全な発展を妨げることにもなります。

そこで、地方自治法施行令第167条の5の2では、一般競争入札に参加する者の事業者の所在地、工事等の経験、技術的適正性の有無等に関する必要な資格を定めることができると定められています。このような形での入札が、条件つき一般競争入札でございます。

牛久市が実施している条件つき一般競争入札については、牛久市一般競争入札実施要綱第3条について参加資格を定めております。加えて、地元業者の育成をする観点から市内業者を積極的に活用するとともに、大規模工事においても共同企業体の構成員になることができるよう

に要件を設定しております。

具体的には、牛久市に本社を有する事業者を優先させるとともに、必要に応じて地理的及び行政的なつながり等を考慮して、本店所在地の要件を設定しています。これに加えて、格付基準となる総合評価点数、過去2年間の年間平均工事高、当該業務と同種の業務についての元請としての履行実績、技術者の資格能力などを設定しております。牛久市の条件つき一般競争入札での資格要件等については、関連例規に基づき設定していますが、その内容については入札公告の中で明らかにしております。今後も他市町村等の状況も踏まえ、よりわかりやすく入札参加条件を伝えられるように改善を進めてまいります。

また、指名競争入札や随意契約に近いのではないかとの御質問でございますが、一般競争入札では参加に必要な資格要件を定め、この資格を満たす業者は全て参加することができます。指名競争入札等では標準指名業者数が定められているのに対し、一般競争入札では入札参加者の数に発注者として関与しない制度である点から、根本的に異なる制度であることを御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 初めて答弁させていただきます加藤と申します。私は、ことしの4月1日付で国土交通省関東地整からこちらのほうに出向しております。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、鈴木議員の国土交通省のまちづくり研究会の内容と牛久市の方向性及び取り組みについての御質問についてお答えいたします。

我が国は、世界に先駆けて未曾有の超高齢化社会に突入し、国民の平均年齢は1950年の26.6歳から2005年の41.6歳へ、さらに2055年には55歳に達すると予測されております。

このような平均年齢の高齢化、そして人口の減少は国としても深刻な問題であり、国を構成する各自治体、特に地方都市のまちづくりにとりまちは大きな障壁となることが危惧されております。その対策の一つといたしまして、商業、医療等の各都市機能を集積した中心拠点区域と、その周辺に居住区域を配置するという発想のコンパクトシティという実現の必要性が叫ばれて、もうはや10年になろうとしておるところでございますが、昨今、国交省では厚労省とともに連携しながら都市政策を高齢者対応型に変えていくという方向を明確に打ち出しまして、その中で高齢者の体力の維持、脳卒中などの罹患確率の上昇抑制、また要介護原因の第1位を占めておりました脳卒中後遺症の回復、促進を図る上で、歩くという行動が非常に大事であるという説に基づきまして、高齢者の健康維持に大きく寄与するという事で、歩いて暮らせる環境の創造が必要であるという認識を示しております。

このようなことから、国土交通省の街路交通施設課では、まちづくりの命題といたしまして「歩いて暮らせる環境の創造」ということで健康、医療、福祉まちづくりの視点から探ることにして、平成21年度に健康・医療・福祉まちづくり研究会というものを発足いたしました。そちらでは、健康、医療、福祉と一体となった都市施設の整備、市街地整備のあり方、またそれを支えるソフト政策のあり方などを検討するというで開始しておりまして、現在に至っております。

また、平成21年度からは国交省の同じくまちづくり推進課のほうでソフト政策のあり方についてを分担することになりまして、それを引き受けて新たに「都市型コミュニティのあり方と新たなまちづくり研究会」というものを発足させております。両研究会において有識者を交えて議論を展開しておりまして、牛久市を初めとして全国10の自治体の取り組みを今ケーススタディーとして、ハード、ソフト両面から「高齢化社会に適応した街づくりガイドライン」というものを策定するべく活動している真っ最中でございます。

次に、具体的に、当市牛久市との関係でございますが、牛久市の方向性及び取り組みについてということでございます。まず、その国の研究会のケーススタディーとして検討している内容そのものが、直接的には計画自体が平成23年に改正されました牛久市都市計画マスタープランに新たに上げられておりますグリーンロード構想を具現化するための実際の計画案ということになってきます。

グリーンロード構想と申しますのは、皆さん御存じだと思いますが、8つの小学校区ごとに地域のコミュニティーを中心となる生活圏と市街地を核として生活に必要な施設を集約するとともに、それらを連携することによって牛久市全体の都市デザインの再構築をしていこうというものでございます。これは、「スローシティ牛久」という新しい概念のライフスタイルを目指すことになっております。

殊、このつつじが丘地区の当該地区におきましては、具体的に牛久駅直近の牛久第二小学校区内で、先ほどもお話がありましたが、高齢化率が30%を超えるということであつじが丘行政区、同じく高齢化率40%を超えております第二つつじが丘の行政区をモデル地区といたしまして、歩いて暮らせる環境の整備ということを命題にして、地区内の道路の歩行者優先化でありますとか、空き家のコミュニティースペース化でありますとか、空き地の集約、再編による若年世代の定住促進、また地区内居住世代の循環による地域コミュニティーの活性化などを目指しまして、都市政策を高齢者対応型に変えていくという国交省の大きな流れに合致する計画になってございます。

なお、計画の作成及び実現につきましては、今後また地域の方々、住民の方々との意見交換を十分に行いながら御理解、御賛同を得ながら進めるとともに、一定のスピード感を持って進

めようということで、当市が目指す「まちのリフォーム」のパイロットモデルとなりますとともに、超高齢化社会における目指すべきまちづくりの全国的な先駆けとなるように努めてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 生活保護についてお答えいたします。

生活保護の基準改定は、本年8月分より実施され、当市の本費の状況は最大の減額世帯で月額1万4,230円の減、これは世帯員数が18人と非常に多かったためです。被保護世帯の中で最も多い高齢者で単身世帯の場合、310円の減、高校生1人中学生1人の子を持つ母子世帯は5,150円の減額となっております。増額となったのは、60歳代の単身世帯で70円の増となっております。

牛久市の被保護人員1人当たりの削減額としましては425円となっております。今回の改定について、不服審査請求の申し立ては1件もございません。申し立てがされた場合、茨城県が裁定をいたしますので、当市に提出された場合でも直ちに茨城県に送付いたします。

今後の保護法の改正につきましては、現在のところ調査権限の強化や不正受給対策の強化などの概略のみ通知されており、詳しい内容につきましてはまだ国より知らされておられません。生活保護の申請につきましては、申請の意思があり申請書への記入が困難な場合には代筆等も認めており、柔軟な対応をしております。

当市の生活保護の受給者数は、平成21年以降、毎年10%程度の増加傾向にあり、現在328世帯455人で、保護率5.5パーセントとなっております。増加原因としては、龍ヶ崎ハローワーク管内の有効求人倍率0.53が示すとおり就職状況が難しいこと、市内人口の高齢化と独居が多くなっていることが挙げられます。しかしながら、当市の保護率は低く、県内の市では下から6番目となっております。県内では水戸市が一番多く20.9パーセント、近隣では土浦市8.4パーセント、龍ヶ崎市9.5パーセント、取手市7.9パーセント、つくば市4.0パーセントとなっております。

今後も受給者が自立を図れるよう支援と進めるとともに、制度の適切な運用に努めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 市がかかわる2件の裁判についての控訴の提起のことについては、鑑定書の提出というようなお話がありましたけれども、それは新事実とは違うのではないかと思います、その点について。

それから、結審というのはいつごろと考えられるのかどうか。

それから、新事実がないというふうに認識したわけなんです、そういう中で2回とも負けたらどうするのかということですね。税金の無駄遣いだというような声もありますし、和解という手段もあると思われませんが、どのように考えていらっしゃるのかということについて伺います。

それから、4業者からの提訴についてですが、ほとんど同様の入札をめぐる裁判が古河市で行われました。古河市発注工事の指名競争入札から意図的に外されたとして、市内の建設業者2者が市の損害賠償を求めた訴訟で最高裁まで行ったわけですが、最高裁はことしの1月に市側の上告を受理しない決定をしました。やはり、同じように首長選挙で敗れた候補者を応援した業者が指名競争入札から外されたということで、当選した首長を訴えた裁判です。下妻地裁の判決は、首長に2つの業者にそれぞれ約800万円と1,100万円の損害賠償金の支払いを命じまして、その後、東京高裁、最高裁と上告をしたけれども、古河市は全面敗訴をしています。

牛久市の事件が全く同様と見られるのですが、聞くところによれば1,000万円ずつの損害賠償を請求するとしていますけれども、実際には2億7,000万円と、またこれ以上あると聞いております。もし一審で市が敗訴したとして、古河市のように高裁、最高裁と上告をする考えなのかどうかということについて伺います。

また、この裁判が起こされてから、今まで指名がかかっていなかった業者に対して急に指名をしているというようなことも聞いておりますけれども、実際はどうなのでしょう。それは、その後が続いて裁判を起こす業者が出ることを防衛するためではないのかというようなことも漏れ聞いているわけなんですけれども、その点について伺います。

また、臨時議会の市長の説明では、「副市長を委員長とした競争入札参加資格審査会の中で工事の一括した請負、周辺環境の配慮に欠けた施工、技術者の不足等、適正な施工体制ができない事業者については、公共工事を請け負うべきでないという基本的な考え方がある」ということで、「恣意的な運用は一切行っていない」ということなのですが、この点について市長にお尋ねをしたいんですが、市長は業者が60社ぐらい集まっている新年会で「白黒ははっきりつけてやる」などと、つまり市長選に協力しなかった業者を排除すると公言したと参加者からの訴えがあったのですが、本当なのかどうか。また、多くの人が聞いているということですから、これは内緒話ではないと思いますので、どういうことでしょうか。

そして、今まで実績があり、資格もありながら外されているということは選挙しかないと考えられますが、裁判まで起こされて市長はどのように考えているのでしょうか。

こんなに裁判があるのでは、もう牛久市は弁護士4人で、何人いても足りないですよ。選挙というのは、やっぱり民主主義の根幹だと思いますので、市長も立場が変わればいろいろな

ことをされるのではないかと思うんですが、選挙で御自分に協力したかしないかで市政の運営に差別を持ち込むということはいかがかと思われます。市長の見解を伺います。

それから、一般競争入札が条件つきであるということについてなんですが、あくまで地域や格付などの条件つきで一般競争入札ですか、その業者の限定をしていくということなのか。今、伺った中では、それらの改善策についての前向きな考え方というのはさらさら見えてこないような答弁だったような気がするんですが、その点について再度伺いたいと思います。

それから、つつじが丘のまちづくりについてですが、国土交通省のまちづくり研究会の内容、牛久市の方向性ということで伺ったわけなんですが、高齢化した団地を再生するというこれは大変夢のある計画に見える面もあるんですが、幾つかの問題点が出てくるのではないかと思います。1つには、既存の住宅の塀を壊して個人の敷地内にアザレア等を植樹することになり、私の土地をめぐるトラブルも出てくるのではないかというふうに思われるんですが、新しく建てた家は当然嫌がることでしょうし、物置や玄関口であったりすれば簡単に同意を得られないこともあるのは当然のことです。しかも、社会実験というのですが、1本の道路のうちに反対者が1軒でもあればできないということになり、なかなか難しい問題だと思われます。あくまでも社会実験の段階であり、合意が得られたところだけの実施になるということですけれども、住民からは不安の声などが寄せられていないのかどうか。

高齢化率が高くて、実際にそのようなことに対応できない家なども多く、困難が伴うのではないかと思います。高齢化率の高い団地だからやる意味があると考える一方で、高齢者にとってそんなことどうでもいいから、近くにお店があったほうがどんなに暮らしやすいかといった意見もあると思います。メリット、デメリットも含めて、住民要求とまちづくりについてどのように考えているのかということについて伺います。

それから、U字溝の整備とか道路の整備とか、それから塀をアザレアの植樹にするということの3つがセットで実施することが条件のようですが、私有地の中に入る計画なので個人の負担が出てくるのではないかと思います。例えば、お隣同士で境界線をめぐってのトラブルなどの相談事、私どものほうにもたびたび寄せられておまして、今回の場合、私有地に食い込む形で行われるということから、スムーズにいくとは思えません。個人負担についてどう考えているのか。また、住民に対する説明、今後どのように進めていく予定なのか伺います。

それから、この計画のもとになる法律、補助金、市の負担などを中心に、また今後の方向性について伺いたいと思います。補助金についての考え方ですね。これまでのいろいろ議会答弁の中で出る出されておりますけれども、要するに交付金や補助金などいつなくなるかわからないから、できるだけあるうちに獲得して事業を進めるといったお話がたびたび出ております。牛久市としても税収の減収が進む中で、今後この事業化が具体的に変わったとして、計画は長期

にわたるとも考えられます。先ほど、スピード感を持ってなんていうお話もありましたけれども、いや、なかなかそんな簡単にいかないのではないかと思うんですが、例えばですよ、例えばその補助金がつかなくなったら途中でやめるのかという見方も出てきてしまいますが、その辺も含めて見通しについて伺います。

それから、今、国土交通省から出向されている加藤次長のほうからお話があったわけなんです、全国でモデル事業が模索されたと聞いておりますが、他の自治体ではなかなかこのオーケーが出なくて、最後に牛久市が残ったというふうにも聞いているわけなんですけれども、他の市町村で計画が難しくなった事例の中でどんな理由で難しくなったのか、わかればお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

弁護士が多過ぎるという御指摘は前々にもあったわけでございますが、それほど逆から言えば難題がいっぱいあるということでございます。

一つ、いわゆる差し押さえ事件ですね。これについては、傍聴の方もいらっしゃるからはっきり言うておきますけれども、株式会社Nですか。ノグチですね、はっきり出ていますからね。はっきり申し上げておきます。皆さんも出入りしているみたいですからはっきり申し上げますが、株式会社ノグチが牛久市の税金をいわゆる延滞まで含めると約2,500万円滞納しているわけです。滞納している中で、市のほうでそれを担当のほうが何とか払ってくださいよということでやっていたと。私が市長になる前からですよ。その中で、少しずつ先付小切手等を入れていたけれども、それを落としたりしていたけれども、払わなくなったと。その上に、株式会社ノグチが所有していた不動産を同じ代表取締役である野口 治さんが、同じ社長をしている土浦商事という別会社に低額で譲渡しちゃった。要は、株式会社ノグチという会社の資産をもぬけの殻にしちゃったの。そのことは悪質だと。いわゆる税金を払わない、税金逃れだということで、税務の収納を独立させた当時の税務部長であった田中職員が私のところに報告に来て、いわゆる簿価で、守谷市の固定資産税の評価額で9,000万円を超える不動産を2,000万円台で土浦商事に、同じグループ会社の中で、社長が同じ人間ですから、それを別会社にどっと抜いちゃったと。売ったことにしちゃえ、2,000万円ですっちゃった。これはもう詐欺行為で悪質だと。だから、これは裁判で勝つから、その土浦商事に移転した不動産を差し押さえして裁判やりますというふうに私のほうに報告があったわけでありまして。本人がそういう悪質だと言うなら、じゃあやりなさいということで裁判になったのがこれでございます、その今度は裁判の論点がたまたま、じゃあ譲渡した価格が低額ということで譲渡したのかしな

いのかという問題の裁判であります。

低額で譲渡したというならば、譲渡した価格は低額過ぎるので、正常な価格からするとその差額は土浦商事が牛久市に（株）ノグチのかわりに払う責任が出てくるというような裁判でありまして、基本的に牛久市の税金を払わないで関連会社に資産を移しちゃってもぬけの殻にしちゃったの。そういう悪質なの。担当者が交渉しているのに。

その上、今現在、株式会社ノグチの借地権やら何やらを水戸信金が競売にかけているそうでございます。市のほうにも通知があったそうでございます。そういう悪質な案件でありますから、それを黙って目をつぶるなんてことをやったら、誰も税金払わなくなっちゃいますから、みんなそうやって。ましてや金があるわけですから、グループとすれば半端じゃなく。茨城新聞の1面に太陽光発電で3億何千万円も投資しているなんていうグループですから、そのグループがたった2, 500万円の牛久の市税を自分の幾つもある会社の中の1つをもぬけの殻にして払わないようにする、ましてや牛久商工会の副会長までやっている、対社会的にそういう姿勢をとって、幾ら法的に合法であろうとどうなんでしょうかというのが私の皆さんに言いたいことであります。

そういう意味で、この裁判は他の納税義務者に対する私は牛久市としての基本的な姿勢をはっきりちゃんとさせるべきであろうという意味で、私はその当時の田中部長に対しては「いいですよ」と申し上げたわけでありまして。ですから、その裁判については、今法廷でやっておりますので、私は関与いたしません。ということでございますので、私はどんどんやるべきだと。税金を払わないでうまく、あるのに払わないで逃げる、そういうような人は悪質だとそう思っております。

次に、いわゆる市長選挙でもって協力しない、反対に回った、だから指名しない、そういうことは私は一切申し上げておりません。もしそういうならば、ちゃんと物的証拠をもって言ってください。

牛久市のいわゆるいろんな公共事業の発注のシステムは、副市長が委員長である指名審査委員会というのがあって、そこでさまざまな業者の人、また条件つき一般競争入札であればその条件等についても審議してございます。市長は外されております。そして、私は牛久市長になって、指名審査委員会からこういうことで決まりましたということで、市長決裁の欄だけ残して、これは全部庁議ないし朝の打ち合わせ会上がってきます。課長補佐初め、理事全員の前でそれについて決裁をしておりますが、市長就任以来、たった1回も審査委員会で決めたものに対してノーと言って承認印を押さなかったことは、過去に一切ありません。それだけ申し上げておきます。

そして、その他については担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず控訴の提起についての御質問、第1点目、鑑定書でございますけれども、新事実ではないのではないかとということでございますが、鑑定書につきましては控訴の留意書、それで第一審での鑑定の補強をするためにその控訴留意書の中で鑑定を改めて出したということでございます。それと、今回、裁判所のほうから囑託されました不動産鑑定士さんが鑑定を出しましたので、その鑑定が、今回の裁判でこちら側の意見を述べさせていただいたということでございます。

続きまして、結審はいつごろかということでございますけれども、結審、10月の後半と考えております。

それと、和解等あるいは上訴の関係でございますけれども、これにつきましては担当弁護士さんとよく協議して、今度は上告になりますけれども、上告につきましても当然判決内容を見まして弁護士さんとよく協議して考えていきたいと思っております。

それと、この上訴の関係で、先ほどの入札関係のほうの裁判のほうでも御質問ございましたけれども、これにつきましても同様、弁護士さんとよく協議して判決が出た時点で考えてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） つつじが丘の今後の方向性ということでございますが、せんだって行いました懇談会に出した資料というのは、こういう町並みができるんじゃないか、こういう考え方もあるんじゃないかということで、住民の皆さんに御意見があればお聞きしますよということで開いた懇談会でございまして、それをやると、そういう形で実行していくということではございません。図面の中で、道路を挟んで1.5メートル、1.5メートルの私有地を、ブロック塀を取り払って、つつじが丘ですからアザレア、英語で言って「アザレア」という名前をつけたんですが、それを植えた町並みをつくったらどうかという御提案でございます。これを強制的にやるつもりはございません。ただ、こういう町並みもできるんじゃないかという御提案でございます。

また、あと補助等の御質問でございますけれども、先ほど鈴木議員がお示したものは、国交省が、現在、民間まちづくり補助金というのをやっているんでございます。これは、民間の会社に、町並みをつくるときに2分の1の補助金を出しているという制度でございまして、牛久市としてそういう考え方もあるんじゃないかという国交省側のコンサルさんの提案でございまして、これ、確かに先ほど鈴木議員が「身の丈に合った開発が必要じゃないか」とおっしゃいましたけれども、やはり民活、民間の力をかりながらの整備というのものもあるんじゃないかと私どもは考えております。

また、今回の研究会の中で国の補助金、多分出るのではないかと期待しておるんですが、そのパッケージ等はまだまだ提示されておられません。今、始まったばかりということで御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 鈴木議員の再質問について、数点についてお答えいたします。

訴訟は部長のほうからありましたので、今まで指名していなかった業者について急に指名というような御質問ですが、指名競争入札における指名基準につきましては、牛久市契約規定第26条に定めてありますが、指名業者の選定については業者を積極的に指名するいわばプラスの基準と、優先度を減じるあるいは非指名等のマイナスの基準が定められております。基準には、経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、契約実績及び履行成績、手持ち契約の状況、技術者の状況と技術的適正性などがあり、指名基準、非指名基準が定められております。したがって、この基準に従って選定を行っております。

それと、一般競争入札の改善策ということですが、そもそも公共工事の目的、これについては市民生活の安全確保や利便性の向上、施工に当たっては経済性にすぐれた品質のよいものをつくと、また地元育成、経済、雇用、ひいては地域の活力を左右する重要な作業があると。そうした中で、誰でも参加できる入札方式で地場育成につながらないのではないかと、また適正な施工確保が難しいのではないかとというふうなことで、法令等に準じた条件つき一般競争をしているものです。

金額、大きいものについては一般競争、規模の小さいものについては指名競争入札というふうなことでやっております。以上です。（「答弁漏れ」「議長、答弁漏れの前に」の声あり）

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） あと、大事なこと一つ言うのを忘れたので答弁しておきますが、牛久市の、私も市長になってから入札制度が実際上、実務的に中身のある運用をする、そして牛久市民の税金が適正に使われるようにするために、この4年くらいで改善処置を行ってきております。どういう改善処置を行ってきているのか。

前の小松崎議員等の一般質問等、また田中議員等の質問にもお答えしましたけれども、牛久市の建設部、非常に空洞化しておりました。専門職員がいないに等しかった。ですから、いろいろな工事の設計について業者、いわゆる経営コンサルに発注しても、その図面の中身がわからない。そして、金額もそのコンサルの設計、積算した価格のままで入札を行って、そして工事を発注した後、工事等に行っても手抜き工事やっているんだかどうなっているんだか全然わからない職員だけだったの。工事検査をするといったって、わからない人が工事検査やって

いるの。だから、めちゃくちゃ。

それを直すために1級建築士を3人、既存の1級建築士が2人おりました。そのほかに非常勤で協力してくれた審査陣ですね、非常勤という立場で安月給で協力してくれた1級建築士の方もいらっしゃいましたけれども、そういうふうにはまず1級建築士をふやし、そして土木に関しては1級施工管理士で、民間で大手ゼネコンを含め、地元の中小ゼネコンで現場監督等を含め、実践的にやってきた職員をこの三、四年でようやく採用をしまりまして、コンサルに発注した設計そして積算、そういうものについてチェックをし、設計がいいかげんなものは手直しさせ、そして金額等についてはただ歩掛けというだけではなく、実際の流通単価等も全部確認し、そして本来の牛久市が発注するについての適正価格というものを算定し、そして予定価格を設定して、これはみんな職員たちが出して、副市長とか私とか部長とか、金額によってその予定価格というものを記入してくれと言われておりますけれども、全部事務方が「この金額を予定価格をお願いします」と言ったものを私はそこに記入して、入札をしております。

ですから、その後工事の施工に入っても現場の工事の実態のわかる職員が全部チェックし、そして手抜き工事にならないように、ひたち野うしく小学校等においても生コンが、いわゆる水の多いいいかげんな生コン持ってきた業者が、何台も持ってきたのがいて、全部突っ返して、最後はそういう生コン業者の立入禁止までびしっとやったというような報告も聞いておりますが、そうやって要は仕事の中身がわからない人間が幾ら担当したって何もならないというのが結論でありまして、今そういう専門のよく仕事のわかる職員を建設部においては土木建築等で採用してきておりまして、今回の採用の中でも優秀な職員であれば採用していきたい。

これは、他の部門においても同じでございます。専門職員が非常に足りないんです。そういう意味で、文化芸術を含め、全ての分野において、福祉も含め、各分野の専門家を職員として採用する今準備をして、着実に、一気には大勢採用できませんので、それを採用していくことによって各部署での業務が中身のあるものになってきているというふうに御理解いただきたいと思えます。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 先ほどの御質問の追加の回答でございますが、まず国交省の研究會に属している時代の話でございますけれども、国交省のほうでカットした自治体はございません。とりあえず当初6自治体で始まって今10で運用しているということで、最終的には新聞発表によりますと100個ぐらいの自治体を対象にこの施策を展開したいということでございます。

ただ、牛久市の状況でいいますと、市がもともと取り組んでいた将来を見据えたグリーンロ

ード構想の流れが、国交省のほうの流れとどんぴしゃで一致をしていて、極めて直近で喫緊の課題である牛久市としてどう乗り越えていこうかというところを、今、西側の審議会、新しく西側のほうにも検討の審議会が立ち上がっておりまして、そちらのほうで皆様の意見を伺いながら、広くいろんな方の御意見を伺ってそれを参考にして形にしながら、あとは地域の方とやりとりをさせていただいて形になっていくという流れで進めていくものだと思っております。

メリット、デメリットの話もございましたけれども、当初、議会の冒頭からも説明ございましたが、将来的に税収が落ち込むという実態の中で、まして成長エンジンとも言えるものが法人税に期待できないということから、もともとの牛久市で持っているカラーでいうと都市近郊のベッドタウンであると。その第1次が去って第2次、要は団塊世代の団塊ジュニアとも言っていますが、マイホームの大規模購入層の世代もおのずと分布が経緯していくわけでございますので、時間がないというふうに申し上げたのはそういった意味で、いつまでも時間かけて解決策を議論しているうちに、マイホームを買う集団がもっと別のいいところで手当てをしてしまえば、牛久市には光も当たらないということになりますので、そうならないようにタイムリーに何らかの社会実験による……。

整備と申しまして、従来の公共事業の道路づくり、何とかづくりというイメージじゃなくて、冒頭申しましたけれども、都市政策の抜本的な見直しということで、あくまでも高齢化とか、そういった地域の福祉に根差した形でのインフラはどうあるべきかというのが念頭にある話で動いておりますので、道路がどうか塀がどうかそういった話の前に、もっと根の深い問題を将来的に解決しようとしている動きであるということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（山越 守君） 答弁漏れありますか。（「ちょっと聞き取りにくかったのですが」の声あり）じゃあ、自席で確認してください。

○21番（鈴木かずみ君） おっしゃったのかもわかりません。ちょっと聞き取りにくかったんですけども、他の市町村で計画が難しくなった事例の中で、どんな理由で難しくなったのかということでお尋ねしたんですが、ちょっとゆっくりお話していただけたらありがたいんですが。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 済みません。

特に、詳しい情報は確認しておりませんが、対象の参加する自治体が減ってはおりませんので、国交省のほうで何々市を除外したとかそういった流れはございませんということで申し上げます。

ただ、牛久市については方向性がびったり合っているというのは事実でございます。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

○21番（鈴木かずみ君） 国交省のほうでは切っていないけれども、市町村のほうで辞退したということはあるんですか。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それは、済みません、確認しておりません。

○議長（山越 守君） 鈴木議員、よろしいですね。（「はい」の声あり）

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問をいたします。

まずは、平和教育についてであります。

さきの参議院選挙で自民党安倍政権は改憲案を示し、憲法改正を選挙公約にしました。まずは96条を改正し、簡単に憲法を変えることができる仕組みづくりの提案をしました。その後は9条を改正し、国防軍をつくり日本を戦争ができる国にする。現在は憲法改正ではなく、集団的自衛権行使問題が浮上してきました。同盟軍や友好国が攻撃されたら、集団的自衛権が行使できることを検討すると言っております。これでは、世界中どこでも戦争ができるようになってしまうわけでありまして。大変危険なことだと思います。

自民党の憲法改正案で見る国防軍について、石破 茂幹事長は本年4月のテレビインタビューで「国防軍になると具体的に何が変わるのか」との質問に対し、「自民党の改正草案に軍事裁判的なものを創設する規定がある」と述べております。改憲草案9条2の5項には、「軍人そのほかの公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため」「国防軍に審判所を置く」とあります。これは、「国家の独立のためだ、出動せよ」と言われたときに、「いや、行くと死ぬかもしれないし、行きたくない」と言う人がいないという保証はどこにもない。だから、国防軍になったらそれに従えと。それに従わなければ、その国にある最高刑が、ある国なら死刑、無期懲役、懲役300年なら懲役300年、そんな目に遭うなら出動しようかと。人を信じないのかと言われるけれども、やっぱり人間性の本質から目を背けてはいけない」、この発言は大きな波紋を残しました。

このように、今、憲法を取り巻く情勢は緊張の度を増していると言わざるを得ません。今、国会の中でいかなる憲法改正にも反対をしている政党は、共産党と社民党しかいないというのが現状ではないでしょうか。今こそ平和とは何か、平和教育の大切さを考え学ぶときだと思います。単に、「平和教育」というと戦争や被爆体験、沖縄など、まずは最初に思い浮かぶのではないのでしょうか。当然、それも体験学習については重要なことではありますが、平和教育は欠

かせないと思います。

「平和」という言葉を広辞苑で調べてみますと、「おだやかでかわりのないこと」また「戦争がなく、世の中が穏やかなこと」と書かれております。その暴力をなくすことは、戦争をなくすことにもつながり、平和な社会をつくることにもなるわけであります。また、これまで何度も取り上げてきた「いじめをなくす」ということにもつながってまいります。いじめは、暴力の一つと言っても過言ではありません。学校内でのいじめは多種多様だと思えます。相手を傷つけること、言葉によるいじめ、相手を無視するような態度で示すいじめなど暴力とも言えるわけであります。相手の気持ちを尊重し理解することは、生命を尊重することにもつながります。子供たちが心にゆとりを持って平和、暴力について理解することは、大変大事なことだと思います。

教育基本法前文では、「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」と述べております。これは、日本国憲法の根本精神である平和な願いを教育の力によって実現したいという決意を示したものであるとともに、生命を尊重する態度や人と人との望ましい人間関係のあり方の理解、そして芸術を愛し創造しようとする精神など地道に教育の場を通じて育成をしていくことによって得られるものだと思うのであります。

今、いろいろな事件が続いております。いじめや体罰、子供たちがみずから命を絶つ自殺問題も大変深刻な問題です。そのような中、心の豊かさや自己肯定感、そして平和への希求の態度の育成が重要視されている状況ではないでしょうか。

1951年、条約として制定されたユネスコ憲章、国際連合教育科学文化機関憲章の前文で「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。」とこのユネスコ憲章は宣言をしております。このように、心の中の教育、そして平和教育の大切さは、日本のみならず世界各国で叫ばれているところであります。

ところで、先進事例を御紹介したいと思います。長崎市の教育委員会では1978年3月に平和に関する教員向けの指導資料の作成をしました。その中で、平和に関する3原則を明ら

かにしております。1つに、平和に関する教育の基本的なよりどころを憲法、教育基本法などの法令に示された平和希求の精神に求め、いわゆる原爆を原点とするものではないこと。2つ目に、児童生徒の人格を真に平和を希求する日本人として形成するため、平和に関する指導を通して生命尊重の態度、人と人との望ましい人間関係のあり方の理解、社会生活についての正しい認識、国際協調の精神、自然と人間のかかわりについての理解、芸術を愛し創造しようとする精神などの平和に関する資質を啓培するものであること。3つ目には、学校における具体的な指導は学習指導要領に従い、各教科、道徳及び特別活動の指導を進めていく中で取り扱うものであり、いわゆる特設時間を設定して行うものではないとしております。平和教育の考え方としては、大変すばらしいものだと思います。ただ単に戦争体験などの問題だけではなく、各教科、国語、社会、数学、小学校では算数、理科、社会、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など平和を希求する立場から小学校、中学校で取り組んでいるとのことであります。

戦争という暴力は、全てのものを失ってしまいます。常に平和ということを学び考え、実践していく。戦前の教育方針からの反省に立ち、教え子を再び戦場に送るな、青年よ再び銃をとるなという気持ちで、教育をつかさどる立場として特に必要性を感じるものであります。未来を担う子供たちに平和とは何か、そのために何が必要なのかと思います。

そこで質問をします。新任教育長の平和に対する考え方、そして今後の教育委員会の平和についての問題、さらには、平和と暴力、特に心のゆとり、いじめ等の問題についてお尋ねをいたします。

続きまして、教育委員会が委託する業者と市民とのトラブルについてであります。

市の教育委員会がスポーツ施設の管理運営を委託するNPO特定非営利活動法人……。これは、さきの議会で私が市の委託をする業者とのトラブル問題ということを少し発言したら、市長のほうからその業者の名前を明らかにしろという内容のものが、議長を通して私のほうに来ました。私は、議長のほうに一般質問でその業者とその問題、トラブルについて質問をすると答えておりますので、業者の名前も述べさせていただきたいと思います。

NPO特定非営利活動法人UFAスポーツクラブの職員が、事もあろうに市内中学生に暴力を振ったという訴えを市民から伺いました。この法人定款では、「性別、年齢、障害の有無に関わらず広く一般市民を対象に地域住民に対して、スポーツの普及、スポーツ施設の管理運営などの事業を通じ、市民の健康保持増進及び地域活性化への貢献を行うことを目的とする」という団体であります。この団体の代表者は、聞くところによりますと市の体育協会の役員も兼ねているということでもあります。これは事実かどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

そして、活動方針の中に「子どもの健全育成を図る活動」をしていると。こういう団体が、事もあろうに中学生に対し暴力を起こすと。あってはならないことであります。とても信じられるものではありません。特定法人、NPOとして、このような団体に市の業務を委託するということは、とても問題であると私は思うのであります。

もし事実とすれば大変なことであります。この事態に対して、学校は知っていたのか、また教育委員会も知っていたのか。この点についてお尋ねするとともに、さらにこの法人に対しどのように対処しようとしているのかお尋ねをいたします。

続きまして、生活保護の問題についてであります。

生活保護の問題については、法改正に伴ってこれまで何回も質問をしてきたわけですが、今回は多少議論にもなっております就労支援についてまずお尋ねをします。

生活保護法が改正され、保護費が全国的に減少し大きな影響を及ぼしていると言われております。これから約2年半の間に今回を含めて3度の保護費の削減が行われ、最大で10%削減されることとなります。この問題については後に譲るとしまして、就労支援についてお尋ねをいたします。

生活保護法改正に伴い、その後に関係法案はさきの国会で廃案になりましたが、これから再提案されるとも言われております。厚労省は、保護費削減とあわせて就労支援の強化を挙げております。内部的には、この就労によって生活保護受給者、月に5万円程度の生活費を得るような方針を掲げていると言われておりますが、この方針はまだ出ているわけではありませんが、内部的な問題であります。しかし、現在の状況の中で就労支援活動、担当課としてはどのように行ってきたのか。そして、法改正が行われる中、生活困窮者への就労支援、どのように考え、検討していこうとしているのか。先の問題ではあります。法改正に伴うこの点についてお尋ねをいたします。

さらに、担当課では保護受給者に対してハローワークへ行き、職を探すようにとっております。仮に週1回ハローワークに行くとして、交通費は常磐線の運賃、かっぱバスを利用したとして片道280円、往復で560円、月4回で2,240円、これは保護費の対象になっておらず、自己負担であります。保護費からの負担比は大きいものがあります。生業扶助費は就職活動であって、この生業扶助費から適用し支出することができるのではないかというふうに思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

次に、ストックヤードについてお尋ねをいたします。

市がストックヤードの目的で購入した土地について、6月議会で産業廃棄物が埋められているのではないかと指摘に対し、部長は十分調査をしたと答弁しております。平成20年2月14日に完了の届け出があり、2月25日に検査と答弁をしました。その内容について書類

はいただきましたが、具体的な内容について、水質検査、土壌検査は行ったのかどうか。市民が不安に思って、私のところに通報がありました。市の方針として、この検査、今後行う考えがあるのかどうか、これについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 御質問の平和教育についてお答えします。

平和とは、戦争などがなく、たとえ戦争状態でなくても飢えや病気で大勢の人が亡くなることがなく、人それぞれの多様性を認め、違いを理由にして差別するなどの不当な人権侵害がないことであると考えます。

さらに、教育基本法では、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を育てるために、広い知識や教養、健やかな身体、自主自立の精神、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命尊重、伝統と文化の尊重などの重要性が挙げられています。こう考えますと、今、学校教育で取り組んでいる人権教育、道徳教育、さらにはいじめの問題、体罰の問題といったもの全てが平和教育につながっていくものと考えております。

特に、牛久市独自の平和教育の取り組みとしましては、平成17年度より牛久市中学校平和使節団として市内の中学生25名を広島市に派遣しています。この事業では、原爆による大きな被害を受けた広島市を実際に訪れ、平和都市宣言の意義や戦争の悲惨さを体験を通して学び、平和と命のとうとさについて考えを深めるとともに、学校内だけでなく広く市民に平和を呼びかけています。生徒たちの報告書の中で、「一人でも多くの人に戦争の怖さ、恐ろしさを伝え、同じ過ちを繰り返さないようにしていきたい」「みんなが協力し、互いを理解していきたい」「クラスの友達や家族を大切にするなど、身近なところから平和について考えていきたい」などの声が聞かれました。

さらに、日々の授業の中で自己肯定感を育てる「学び合い」の授業も平和教育につながるものと思っています。ただ、自己肯定感も簡単に育つものではありません。学び合いの授業の中で初めから一人残らず誰もが心を開いて「教えて」と言えることや、「教えて」と言われたらわかるまで教えること、教えてもらったら「ありがとう」と言えるわけではありません。そこには、コミュニケーションのうまくとれない子、授業が基礎からわからない子、いじめに遭っている子、虐待を受けている子、発達障がいのある子などさまざまな状況があるからです。そのような子供たち一人一人に教師が寄り添い、子供たち同士を丁寧につないでいくことを通して学び合いを成立させ、他者理解や共感する心を育てていきます。このことが自己肯定感を育て、ひいては平和教育に結びついていくものと考えております。

今後もこれらの行事や学習の積み重ねを通して、平和の大切さを子供たちに伝え続けてまい

りたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員会が委託する業者と市民とのトラブルについてお答えいたします。

御指摘の案件につきましては、7月16日に女化運動広場で広場管理業者であるNPO法人UFAスポーツクラブの従業員と、広場を使用していた中学生との間でトラブルがあったことを確認いたしました。

また、業者から事情聴取を行い、その後、業者が中学生宅を訪問し謝罪をしました。現時点において、当事者間で和解をしております。

発注者としたしましては、今後同じようなことがないように指導を徹底してまいります。

なお、このNPO法人の代表者は、体育協会の副会長でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 生活保護についてお答えいたします。

平成24年度より、生活保護制度は福祉から就労へと自立に向けた各種支援プログラムを開始しており、牛久市ではことし6月よりハローワークと協同で市役所内での巡回相談を実施しております。ハローワークの就労支援ナビゲーターがケースワーカーとともにきめ細やかな就職相談を行うことで、8月末までに3回10名の支援を行い、合わせて2人の方の就職が実現しています。

今後、生活保護は制度の中で就労支援が大きな役割を占めることになると思われれます。当市でも、今後法改正や整備に伴い自立相談支援事業や就労準備支援事業等の実施を検討しています。

生活保護法の生活扶助費についてですが、これは被保護世帯の衣食等、月々の経常的な最低生活需要を満たすものとして算定された基準であり、一時扶助費は生活上の臨時的に生じた特別需要をやむを得ない場合に限り認定するものです。就職活動のための交通費について、これまでは経常的な経費として認定していましたが、改正により就職活動を積極的に行う被保護者に対して、その経費を賄うことも含む就労活動促進費が、平成25年8月以降、月額5,000円の支給となります。

今後も法改正を注視しながら受給者の就労支援に努めてまいります。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 私のほうからは、ストックヤードについての御質問にお答えいたします。

6月議会の井ノ岡町地内のストックヤード予定地に関する一般質問終了後に提出いたしましたし

た資料につきましては、平成20年当時、土採取事業者より事業の完了届出書が提出され、市において完了検査を実施した際の記録でございます。

内容といたしましては、土採取事業が計画どおりに実施されたかどうかの現地の確認や、地盤の高さ及びのり面等の測量結果並びに現地の写真でございます。

なお、当時の状況及び完了検査の記録、また土採取事業実施中は当時の所有者が毎日のように現地の見回りをしていたとのことでありますので、産業廃棄物が埋められたというような事実はなかったと考えております。

また、土採取事業者の撤退と同時に廃棄物対策課等も協議し、進入路となっていた市道にガードレールを設置することで進入禁止の措置を講じており、産業廃棄物等の持ち込みはできない状況でございますので、検査等の計画はしておりません。御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 平和教育について教育長の見解を聞いたわけでありますが、これまでの教育長には大体ほぼ同じようなことを聞いてきました。また、答弁もほぼ同じような内容であったというふうに認識しております。

その平和に対する取り組みというのは、今の教育長の答弁ですと指導要綱に沿った形のものだというふうに私のほうではどうも考えてしまうんですが、今、体罰の問題というものが結構あります。

そういう中で、私が先進地の事例をもって質問したのは、教員への平和に対する資料ですね。これはぜひ読んでいただきたいなというふうにも思います。さらに、長崎では小学校用、そしてまた中学校用の独自の平和に関する副読本も用意して、そしていろいろな状況の中で取り上げているようであります。例えば、音楽の授業の中でも音楽にかかわる平和の問題等を含めて教育を行っていく、それはほかの教科においても同じ。

教育長の先日の答弁ですと、国語の時間に云々という話がありましたが、私のほうでは全ての教科においてこういった平和教育というものを考えられないかということでありました。「すぐやれ」と言っても難しいですし、「はい」と言うわけにはいかないのも十分わかります。何回か校長会も行われているようでもありますし、教育委員会も開かれるというふうに思います。ぜひ、毎年中学生を広島に派遣をし、そして平和の集いというものも行っている。なかなか近辺の地方自治体ではないことを取り上げているというのも、我々は十分承知しております。そういう中で、まだ平和教育に対するものがあるのではないかという問題で提起をしました。教育長の考えを再度、この点についてお尋ねをいたします。

続きまして、教育委員会が委託する業者と市民とのトラブルについてであります。

今の部長の答弁ですと、もう訪問して謝罪をしたということでありました。私が一般質問で通告したときは、業者の名前も日にちもどこの中学生かということも言うておりません。それを通告して10日程度でその方の名前がわかって、謝罪に行ったということ。これは、事前に知っていたのではないかと、私は疑い深いのでそう思うんですね。学校、当局は知っていたのではないかと。教育委員会もこういう事実を知っていたのではないかと。この問題について、再度お尋ねをします。

それと、先ほども言いました青少年育成のためのNPOですね、スポーツ活動を通じ。こういう団体が、その職員が暴力行為をする。特に、そのNPO法人は体育協会の副会長ですか。そしてまたサッカー協会の会長でもあるのかな。ちょっとそこら辺のところは、いろいろ私のほうでホームページ等見たんですが出てこないもんで、ただ役員と聞いていましたのでその程度にしておきますけれども、こういうスポーツ振興に携わっているNPO法人が暴力行為を、特に子供に対して行うなんて到底信じられないです。指導で済むような問題じゃないんじゃないですか。NPO法人として質に欠けると私は言わざるを得ないわけであります。

ただ指導するだけで、教育委員会としてはそれで済みますか。学校は知っていたのか、教育委員会は知っていたのかの問題についてお尋ねをいたします。

続きまして、生活保護の問題についてであります。生活保護法が改正され大きな問題になってきました。そして、今後の方針としては就労支援の問題がクローズアップされてくると思います。その中で、私どもは先進事例を1つ提起したいと思います。これを「すぐにやれ」と言ってもできないのは、当然わかります。これからお知らせするその市は、ある程度軌道に乗るまでに5年かかったそうであります。役所の中で、周りの担当課と連携をとり、そして一つのものをつくり上げていくのに5年かかったそうであります。1つの役所でこんなにかかるのかなというふうには思いますが、縦割り行政の中では考えられることだとも思います。

その就労支援の中で、滋賀県の野洲市市民生活相談課というものがあります。そして、今年度、平成25年度国からの補助金ですね。生活困窮者支援事業費、就労活動等を含めて国からの特別の補助金が出て、これは10分の10出ているようであります。生活困窮者自立促進支援モデル事業ということで行われているようであります。これは、生活保護受給者の悩み事、相談事、それらの問題、そしてまた就労問題について総体的に相談を受けているところだそうであります。そして、野洲市では市民相談総合推進委員会というものをつくりまして、就労活動を含め市民のきめ細やかな相談を受けているということでもあります。

また、生活苦相談というものも窓口を一本化しているそうでありますが、これも新聞報道等でやられております。

さらにまた、就労支援については就労支援事業運営協議会というものをつくらせて、その活動

をしているようであります。

そしてまた、ハローワークの問題を取り上げましたが、野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定というものを、市とそしてハローワークのほうで結んでおります。

国は、出先機関の原則廃止ということ平成22年12月28日付で閣議決定をしました。これに基づいて、生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するために、野洲市の役所の中にハローワークを設置するというものであります。

簡単に述べましたが、これは相談に来た方が例えば税金を払えないという方、生活相談窓口に来て、そこでじゃあ何の税金が払えないのか。市民税、国保税、そしてまたもし市のほうで行っている水道料金が払えないと。そしたら、その担当課の職員を同席させて、そして総体的に相談を受け、どうしたら払えるのかというようなことを、来て、きめ細やかに相談を受けるということであります。

現在、牛久市の状況では、税金が払えなければ納税相談、そしてまた生活保護を受ければ保護費から幾らかその税金の滞納分を引いていくということで、大体そのような形で進められていると思うんですが、なかなか生活困窮者が来られないという状況の中でその就労支援という問題。これは生活保護だけでなく、全体の相談窓口として必要ではないかというふうに思うわけであります。

今後の法改正に伴って、この就労支援という問題は多岐にわたって各市町村で大きな議論を呼び、そして進められていくというふうに思うんですが、現在の市の担当課でのその生活保護者に対する就労支援、そして生活保護を申請してきた人に対する拒否、窓口で帰ってもらう人に対する就労支援、現在どのように行われているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、生業扶助費、交通費等については月5,000円までということですが、どのような形で……。ハローワークに行けば、そこでハローワークに来ましたという判こをもらって、担当課のほうに行って、その交通費を受け取るようになるのか。そしてまた、職業訓練所等へ行っても多少なりとも費用はかかるものであります。これらを含めて、現在の状況と今後の問題についてお尋ねをいたします。

ストックヤードの問題についてですが、部長の答弁ですと終わったから検査をしたということだけであって、産廃が埋められている状況ではなかったというふうなことでありますが、私も聞くところによりますと、この質問をしたのは産廃が埋められたのではないかということなのでそういう質問をしました。

そしてまた、その当時、水質検査をした業者があるというふうにも聞いております。これらを含めて、これは単なるうわさなのかどうか。単なるうわさだけで、全くそのような状況でな

かったというならば、それはそれで当然市の公金を使って購入したわけですからいいというふうに思いますが、ただ産廃が埋められ水質なり土壤に問題があるという経緯があれば、これはそれなりの水質検査、さらに土壤検査をすべきではないかというふうに思うんですが、その点について再度お尋ねをいたします。

それと、生活保護のほうについて、就労支援の問題について、私どもが8月に学習会に行っている間聞いた中では、保護受給者にはひきこもりの方が多いというふうにも言われております。全てではありませんが。就職しても長続きしないと。人と人とのつき合いがなかなかできない。特に高齢者ともなると、なかなか人との交わりがうまくいかないという方も多分おられると聞いております。この点について、今、市のほうで就労支援が行われていると思うんですが、このような状況を市として捉えているのかどうか。

そしてまた、今後このような問題が起きてくるというふうに思うんですが、これらの問題も含めて今後の方針をお尋ねしたいと。そしてまた、この就労支援についてはシルバー人材センター含め、さらには研究機関との共同研究も含めて実施していくべきではないかというふうに思うんですが、この点についてももし考えがあればお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 利根川議員の再度の質問であります。具体的には平和教育ということで、学校独自には牛久二小さんが6年生の遠足で東京大空襲戦災資料センター等に行っております。ひたち野うしく小学校さんは、独自にユネスコや国連やユニセフ等の学習をしております。牛久一中等は、毎年命の集会ということで差別のない共生社会をテーマに集会をしています。

体罰等についてですが、確かに教師教育というのは大事かなと思っております。こういった意味でも、今学校では事例研修をしたり人権教育に力を入れた教育活動の展開をしております。長崎の平和教育の3つの原則ということをお聞きしました。私たちは、広島に子供たちを送ってことで9年目になります。広島の事例はたくさん持っておるんですが、長崎の事例というのはまだ余り持っていません。9年目になりますので、よりよいものに変えていければと思っています。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 再質問にお答えいたします。

教育委員会の委託する業者の件でございますが、9月2日に利根川議員より事件の概要を聞きまして、その後9月4日に業者と事情聴取を行いました。同時に、中学校に問い合わせをしまして、中学校のほうで7月下旬に三者面談においてそういうことを聞いたことがあるということがわかりましたので、中学校を通しましてその中学生宅に連絡をとってもらい面会の機会

をつくっていただきました。

この暴力というか、女化運動広場で10人ぐらいの中学生が遊んでいたわけですが、それまでにサッカーボールが出しっ放しにされていたり、カラーコーンが出しっ放しにされていたことが多発していたために、「君たちがやっていたのか」という問いただしをした際に、うち1人との口論の末にちょっともみ合いになって首を押さえるようなことになってしまったということで、当人もその場で中学生に謝罪して、本人はそれで和解したものと思っていたわけですが、偶発的なところもございましたので、今後これは指導を徹底して再発のないようにしていきたいと思えます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 生活保護の再質問にお答えします。

まず、相談の関係なんですけれども、相談者からよく聞き取りをしまして教育とか介護とか税とかの問題について、担当課の職員を同席させてワンストップの相談に努めております。

2点目のハローワークとの関係につきましては、先ほどお答えしましたように、協定を結んで、月1回ハローワークの就労支援ナビゲーターが市役所のほうに出向いてきて、就労相談をしております。

それと、3点目の就労の関係の交通費につきましては、先ほども申し上げましたように、平成25年8月より就労活動促進費として、就労活動に積極的な方について5,000円の上乗せ支給になります。それと、就労が困難な方につきましては、ケースワーカーが御自宅のほうに定期的に訪問して相談の上、就労活動に取り組んでいただくように指導しております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 再度のお尋ねにお答えいたします。

この検査、やった資料につきましては、当時、私、担当課長でしたので、御指摘のような事実はなかったと確信しております。

しかしながら、そのような不安の方がいるということですので、今年度供用開始、あそこのストックヤードをちょっと供用開始考えておりますので、その前に再度調査、地元の方々とか関係者の方々等ちょっとお聞きしまして、調査させていただきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（山越 守君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後4時28分散会